

第六十五回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十二号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

理事 坂元 親男君

理事 登坂重次郎君

理事 中村 寅太郎君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 阿部 助哉君

理事 平林 剛君

理事 貝沼 次郎君

理事 伏木 和雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

委員外の出席者

参考人 (税制調査会会長) 東畑 精一君

参考人 (法政大学経済学部教授) 高橋 誠君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動
三月十八日

辞任 堀 昌雄君

補欠選任 安宅 常彦君

同日 堀 昌雄君

辞任 安宅 常彦君

補欠選任 堀 昌雄君

三月十八日

日本万国博覧会記念協会法案(内閣提出第九六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、まず各案について参考人から意見を求めることといたしております。

本日御出席をいただいた参考人は、税制調査会会長東畑精一君及び法政大学経済学部教授高橋誠君の両名であります。

両参考人には、御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。何とぞ忌憚

のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

なお、各位の御意見は、最初におおむね十分程度にお取りまとめを願ひ、その後委員からの質疑によりお答えを願ひたいと思ひます。

○東畑参考人 東畑でございます。

最初に、お呼び出しさせていただきました点について若干の御説明をいたしたいと思います。

昨年の十二月でありましたが、税制調査会として答申案を総理大臣に出しましたが、その内容につきまして大綱を申し上げたいと思ひます。

四十六年度の税制改正ということが主眼になっております。主眼点と申しますのは三つ、四つございまして、一つは所得税並びに住民税でございますが、いわば広い意味の所得課税でございますが、これにつきまして、個人の所得水準がだんだんふえてきました。負担がそれとともに増加するというところで所得税の軽減及び地方住民税の軽減をするということにいたしました。これは前年の所得税及び住民税の大きな改革をやりましたあとを受けてのことです。そのおつもりでひとつ御了解を願ひたいと思ひます。

大きく申しまして課税最低限をほぼ十万円ずつ引き上げた。両方、地方税についてもそうでありますが、それをやりましたこと、もう一つは、青色事業主の特別経費準備金というものを創設したことであります。

所得税についてはそうであります。第二は、相続税、贈与税についての減税をいたしました。これは特に夫婦間の財産移転につきまして、居住用の財産の生前贈与及び相続税につきまして配偶者控除を拡充する、こういうことをいたしましたし

た。

それから第三点につきましては租税特別措置法の問題であります。これを弾力的にひとつ運用していきたいというので、主要な点につきまして、公害の防止、それから海外投資、それから資源の開発の促進、企業体質の強化、貯蓄奨励、住宅対策等の措置の特別措置を拡充強化いたしました。それからこの三月で期限が到来いたします輸出振興税制につきましては、経済の国際化に対応する方向に改組いたしました。それから交際費課税につきましては若干の強化をいたすようにしております。それからもう一つ、医療の社会保険所得についての特別措置について改革を加える必要がある、こういう点でございます。

それから第四点は、自動車重量税の創設でありまして、これにつきましては実に多数の御意見をちょうだいいたしておりましたのでありますが、われわれといたしましては非常にこれにも苦勞をいたしました。結局日本の道路政策とでもいいますか交通政策とでも申しますか、そういう点につきましては、必ずしも画然たるものをなかなかわれわれとしてはとらえにくいということでありまして、しかし、自動車自身が非常に大きな問題を起こしておるので、最小限度に、自動車を使っておる人に負担をしていただく、こういう答申をいたしましたわけでありまして。

地方税につきましては、先ほど申しました個人の住民税の減税を行ないましたが、そのほかに事業税、それから電気ガス税と、若干の軽減を行ないました。

それから市街地におきます区域内の農地の固定資産税の負担につきましては合理化したい、こういう答申をいたしました。

その答申につきましては、結果といたしまして国会へ御提出になっているいろいろな法律案において、ほぼ私どもの申しましたことが取り入れら

れておるかに思っております。ただ、自動車税につきましては、先ほど申しましたように、必ずしもわれわれ具体的な案を出さなかつたのですが、政府におかれては、大体われわれの趣旨に沿つたような法律案が出ておると思っております。ただ一つ残念なのは、たびたび言うことでありますし、また昨年もやつたのであります。医療の社会保険報酬ですか、これにつきまして特別措置を改革しようということだけ、これだけはどういうものであります。御採択になっておりません。荒っぽく申しまして大体そういうような形で、税制調査会は四十六年度につきましてはそういうことをいたしました。

なおつけ加えたいのは、あえて四十六年度と申し上げません、もう少し長期税制の改革という問題を一面においてやっております。これはまだ中間報告を出したという程度でありまして、われわれの任期がことしの八月までであるわけでありまして、税制調査会をなるべく早く再開いたしまして、長期税制の答申をいたしたい、こう思っております。

以上でございます。

○毛利委員長 次に、高橋参考人をお願いいたします。

○高橋参考人 高橋でございます。

時間の制約がございますので、三点につきまして簡単に私の所見を述べたいと思ひます。

第一点は、四十六年度の税制改正全般にわたるうちの感想のようなもの、それから次の二点は、ここで問題になります。議案のうちの所得税に関する問題、それから三点は、特別措置に関する問題、こういう順序で意見を述べさせていただきます。

まず最初の、四十六年度の税制改正全般にわたる私の所見であります。今度の税制改正は大きく申しまして、所得税の改正、それから特別措置の再編成、地方税に住民税の減税、自動車新税の創設、四つの大きな柱があるかと思ひますが、そのうち前の二つがきょうの問題になってい

るわけですが、全体としまして感じます第一点は、小型多目的改正というふうに見えるかと思ひます。つまり、特に減税規模は、自然増収ないし新税による増収分の一部に満たないという程度であります。それから、小型改正と言つていいかと思ひますけれども、改正が手がけている範囲は非常に広いという感じがいたします。そういう意味でかなり多目的な改正だ。それは逆にいうとやや焦点がはつきりしないということも言えるかと思ひます。これが第一の感想であります。

それから、この改正のねらいはどこにあるかという点であります。大体名目所得水準の上昇に対応した税制上の事後的な対応措置というふうな感じがいたします。つまり、積極的に税の負担の軽減をはかるというよりも、むしろ物価騰貴その他で引き起こされている名目的所得水準の上昇、これに税制上、たとえば相続税あるいは所得税の最低限の引き上げ等々というふうなことで、税制面でそういうものに対応しよう、これが第二の点だと思ひます。

それから三番目は、現在の税負担の所得間の負担のバランスと申します。そういう所得の負担のバランスの維持ということには非常にきまかく配慮されているという感じがいたします。たとえば先ほど述べました青色申告に関する準備金の制度というふうなものがそうです。また、特に納税者の間で問題になっております所得階層間の負担のアンバランスとか、あるいは所得の種類の異なる負担のアンバランス、あるいは企業間の業種によるあるいは規模による負担のアンバランス、こういうふうなもの、税負担の不公平というふうなものを是正する点にも少し積極的な意欲というものが見られると、より望ましい。交際費等々の点でそういう前進した点を認めることにはやぶさかではありませんが、なおそういう点での配慮が望ましかったという感じがいたします。

これが税制全般にわたる私の所見であります。それから次に所得税の改正に関しましては、お

もな点は、いわゆる所得最低限、課税の最低限を引き上げるところに重点があるように思ひます。大体九割ないし一〇割ぐらいの、中小の所得者のところで給与所得者の場合に引き上げがなされていると思ひますが、これはそれとして評価していいと思ひますけれども、わが国の場合に物価騰貴等によりまして名目所得の伸びが非常に高いという事情と、それから所得税は御案内のように非常に所得弾力性の高い累進制をとっておりますので、そういうことで所得が少し伸びれば税負担の伸びというふうなものが非常に高くなる、そういう点で負担感というのを非常に重く感じさせる税、そういう二つの面で税制上適宜に減税措置をとつていかなければならないというふうに思われるわけですが、本年度の場合にも、これは全体の財源の配分とかかわる点でありますけれども、いまだ少し手厚い減税措置がなされれば、これも私の希望であります。望ましかったという感じがいたします。方向その他は大体において、特に給与所得税の定額控除を引き上げられてい

いうふうなこと等は、方向においては私はそれを基本的に支持いたします。

それから最後の特別措置の再編成の問題であります。特別措置は私が三番目に申しました日本の税負担の公平というふうなものを確保していくという点からこれを合理化し、整理するということは、非常に重要な問題だというふうに考えております。特にこれは特定の政策目的のために行なうわけでありまして、その政策目的が国民的な合意が得られるか、あるいはその合理性が確保できるか、あるいは特別措置というふうな手段を使つてその政策目的に達するかどうかの有効性が確保できるか、あるいはほかの財政措置等を勘案してどうしても税でやらなければならないかどうか、こういうふうな点について十分な吟味が必要かと思ひます。近年そういう点について漸次改良がなされていることは認めますし、今度の場合も交際費の課税の強化と、それから輸出振興にかかわる税制というふうなものの

改善というところで一歩前進ということは見られると思ひます。これが私は今度の税制改正の一種の目玉商品じゃないかというふうに思っております。これも私の希望であります。もう少し大きい目玉にしてほしかったという感じはいないものであります。

それから、この特別措置の再編成にかかわりまして、いまとられていく方式は一種のスクラップ・アンド・ビルドといつていいような、つまりいままでの特別措置をある程度スクラップして、それに見合った新しいものをつくっていく、こういう方式であらうかと思ひます。これはいろいろ政治的関係を考慮しますとなかなかよく考えられた方式だと思ひますが、そしてこれ以上特別措置をふくらませないという点でのメリツトはあらうかと思ひますけれども、積極的にこれを整理していくという点ではもう少し踏み込んだ方式というものを考える必要があるのではないかと。今度新設されました措置のそれぞれについての意見は時間があるまいのでここで申し上げませんけれども、もちろんその中にはさきの基準に照らして合格するものもありますけれども、必ずしもどうかというふうなものも少なくないように思ひます。それから、東畑先生も触れられましたけれども、長い間懸案になっていた全然手のつけられていないというものもあるようであります。この際、この問題についてもより進んだ検討をしていただきたい、こういうふうにか

るわけでありまして、時間が足りませんので十分意を尽くしませんけれども、私の感じます点を以上三点にわたって申し述べました。

○毛利委員長 これより質疑に入ります。奥田君。

その前に、東畑先生はお足が悪いようでありまして、すわったままお答えをお許し願ひたいと思ひます。

○奥田委員 たいだいま両参考人から非常に貴重な御意見を承ったわけでありませうけれども、私は主として中小法人に関連いたしまして二、三の質問をいたしたいと思ひます。

私も時間の制約を非常に受けておりますので簡潔にお答え願えたら幸いでございます。

御存じのように金融行政もいよいよ新しい段階に突入したわけでございます。配当規制の緩和といたことから金融効率化、競争原理を導入して非常に新しい段階に入つたわけでございますけれども、私たちは、いたずらに経営の効率化という形が中小企業に金融面において非常に円滑化を欠いてくるんじゃないかということに非常に心配します。と申しますのは、やはり金融機関は今日の自由競争の形の中で、おそろくリスクを避けて安全な投資の方向をどうしても選ぶようになっていく、この傾向はいなめないと思ひます。そういう形になっていきますと、ただでさえ安定の資金を欠くというか、資金調達の困難な中小の企業にとつては非常にむづかしい情勢が生まれてくるんじゃないか。特に、資本市場、直接金融で資金を得られるような大きな企業は別といたしまして、全く調達が可能でな中小企業というのは——どうしても市中金融機関のサイドから見ますと経営内容と企業の成長性に重点を置くだらう、また貸し出しの選択条件としてはどうしても大企業が有利になってくるんじゃないか、こういう形の中から私は、いまこそ中小企業の資本体質というものに對して何らかの強力な政策的な金融措置と、この税制の面を通じて税の軽減と申しますか、そういう救済施策が必要になつてくると思ひます。

わけですけれども、両参考人に御意見をお伺ひたいと思ひます。簡潔にお願いいたします。

○東畑参考人 いま奥田さんのお話であります。私もお話を趣旨、つまり大きな金融機関その他はどうしても近代的な合理主義というものをたてまえておられる、これはあたりまえのことであるが、ところが一方におきまして中小企業、農業なんかもそうなのでございますけれども、金融問題につきましては必ずしも大企業並みの金融政策では目的を達しないというところは私はお話をとおひだと思ひます。そのために、いろいろ中小企業関係につきましては特別な金融機関もございまして、いわゆる制度金融といふことが行なわれておられるわけでありまして。しかしその法人の問題で軽減課税をいたしておりますのは、これはいまもお話になりましたように、三十九年でありまして、三百万円までにつきましては四十年に二%下げて三%にいたしました。それから連続いたしましたして、資本金一億円以下の法人につきましては二%にするといふので、自來二%になつておりました。ですから三十六年に対比いたしましたは五%ばかり下げたという形でございます。それ以上の大企業につきましては、その間に一・二五%、こういうぐらゐの引き下げになつておりました。全体としてはそれほど重い税を中小企業に課しておるわけではないのではないかと、こういう感じがいたしております。

中小企業の経済統計によりますと、ずいぶん破産というものが多くあります。他面におきましてはなかなか好調であるところも非常にたくさんあるのです。そういうことも考えまして引き上げということも、大企業は引き上げたから中小企業も引き上げるといふのは必ずしも適当でない、まず現状維持が一番いいのじゃないか、こういうことでいたした次第であります。

○高橋参考人 お話の中小企業に對して全般的な施策が拡充されなければならないという点につき

ましては、私も同様に感ずるわけでありませう。問題は税制の措置としてどういふことを考えるかというところだと思ひます。基本は、その全体の総合政策の中でこの税制をどういふふうな位置づけるかというところに一つ問題があるかと思ひます。私自身はあまり税制を乱用するということをおぼしめませんので、税制の使用については十分慎重に配慮すべきだといふように考えるわけですが、おそろくいま問題になつておられるのは、法人税制の中の中小企業の軽減税率の所得区分です。ね、これが三十九年以來ちよつと据え置かれておる、そろそろ名目所得水準の上昇等から関連して引き上げるべき時期に來ておられるんじゃないか、こういう御主張はなかなかうまいと思ひます。確かにそういう点、これは三十年以降漸次引き上げておられますから、これは一つの論議になるかと思ひますけれども、その場合に個人所得税の事業所得との負担関係、こういうふうなものをやはり総合的に判断した上で——私もいつまでも低く据え置くべきだといふふうには考えませんけれども、そういうほかの税負担の関連を考慮して慎重に検討すべき問題じゃないか、こういうふうな考慮をしております。

○奥田委員 次に、これは車の両輪といつたらおかしいわけですが、これに共通すると思ひます。中小法人の軽減措置と関連する要素で、事業主の報酬制度をやつてくれ、こういう形の声が青色申告をやつておる零細な商店主あるいは企業主から非常に大きな要望となつて私たちの耳に入つてくるわけですが、最近のパパママストアという形の中で、非常におやじさん自身が先頭に立つて勤勞する、そういう形の中で累進税率を適用されて、自分らの勤勞所得のそういう控除の面がないという形でこの問題は非常に大きな問題になつてきておられるわけです。今般これに對しまして特別経費準備金制度という、ちよつと色をつけたような形になつたわけですが、これも、これなにかよく検討してみますと、こういう個人企業の零細な人たちというのは、大抵年間一千万未満の売り上げの人が多いわけですが、百分の五ということで限定して十万円を最高限度にきめてある。しかしこれを冷静に見ていくと、どうもこれは課税の繰り延べ措置にすぎない。はつきり申しますと、取りくずすときには四十万の控除がありますけれども、そのあとの半分にまた一時所得として課税されるというふうなことから、今日の事業主報酬を求める世論と申しますか、そういう要望に對しては、一歩前進という点は認めますけれども、なかなか皆さんの要望を納得させるといふわけにはいかぬわけでございます。

私はここでひとつお願いしたいのですけれども、今度の青色事業主に対する特別経費準備金の制度を、今日の場合將來にわたつて弾力的に運用していつていただくなら、やはり効果も非常にあると思ひます。と申しますのは、この十万円の最高の限度線を経済情勢に従つて將來非常に幅を持たせていこう、あるいはこの百分の五について、限度額をきめると同時に、こういうパーセンとも上げていこうというふうな方向を十分考へておいていただきたいと思います。

ただ、これは東畑先生にお伺ひしたいのですけれども、中小企業の場合は、やはり役員給与は損金算入されるとか交際費の問題等々で、法人にしたほうが有利じゃないかという意見、それと青色申告者に對して勤勞性の所得控除を——勤勞性部分を認めて、報酬部分として認めてくれたらいいじゃないかという形について、東畑先生の御意見をちよつとお伺ひいたします。——おすわりになつたままでどうぞ。

○東畑参考人 いや、だいじょうぶです。ことにむづかしい御質問があると元氣が出てまいります。(笑聲)

いまの奥田代議士のお話は、税制調査会でも相当議論をいたしました。法人となつた、法人という資格をひとつ獲得したからには、法人の事業主が自分に対して俸給を払うとか、どう考へてもその点はひつかかりまして——法人でなければ話は簡単なんです。そういう問題にひつかかつてくる

点が多いと思います。

ただ、いまお話しになりました中小企業の問題につきましても、所得の五%、最高十万円でしたか、それにつきましても、ほかにいまの事業主につきましても、考慮する問題があるのです。それは老年者の控除その他の人的控除が十万円ですか、今度の案では十一万円になっております。それもありましても、それから小規模企業共済制度の掛け金控除、これも最高が六万円になっております。こういう意味の補強工作をいたしておりますので、いまのところは適当ではないかというのが大体的結論でございます。ただ、この制度は皆さんに可決していただければことしから始まるべくるわけでありましても、何ぶん創設早々のいま、またいろいろな問題が起こつてまいと思ひます。それをあらためて税制調査会で考慮することにつきましては、決してやぶさかではないつもりであります。

○奥田委員 時間もありませんので、ひとつ高橋参考人にお伺いしますけれども、やはり所得減税というのですか、こういう形の重税負担にあえいでおるサラリーマンにとつて、所得減税という形は、これは毎年どうしてもやつていかなければいけない大きな政治課題だと思ひおかけですけれども、所得減税の方向ですね。今後私たちが政策面でやつていかなければならぬ方向、そしてまた規模はどのくらい、目標はどれくらいに置いたらいいのだからかという点について、参考人の個人的な御意見を伺ひたいと思ひます。

○高橋参考人 目標をどこに置かうかという点はなかなかむずかしいのでありますが、基本的に、いまのような日本の状況の中で、一つは、物価の上昇というのはやはり引き続き続いていくだろうと思ひますし、それに伴う名目所得の上昇というふうなものも続いておりますので、安定した経済というふうな場合には目標を非常に立てやすいのであります。そういう点では非常にダイナミックな経済のもとにありましても、たとえば百万円というふうなことは、かなり悲願として最低限の目

標として出されたわけでありましても、これはわりあいわれわれの考えているより早く達成されたのですけれども、これは減税努力というよりもむしろ日本の経済が非常にダイナミックであつたといふところによる点が非常に大きいと思ひます。そういうことから申しますと、いまお話しのように、所得税の減税措置といふのは、これは年中行事のようにやつていられると思ひますが、やはりこれは年中行事のようにやつていかなければならぬことだといふふうに私は考えております。

その場合に、事業所得その他の税が安いということをするよりも、事業所得その他の税が安いことと所得者の税負担というものが、説明は省きますけれども、ほかのものに比べてこれは相対的に重いといふのは厳然たる事実でありまして、なおこれについては相当積極的な改善がなされるべきだと考えますので、いま出されている方向をより強力に推進していくことが当面の目標といふことになるかと思ひます。十分お答えできたかどうかわかりませんが、十分お答えいたします。

○奥田委員 東畑先生にお伺いします。

社会保障制度の充実、社会資本の強化といふことは、これは国民的な世論でございますし、その反面、所得減税という形もどうしてもやつていかなければいけない問題だと思ひます。したがつて、当然ここに浮かび上がつてくるのは、最近問題になつてくる間接税の問題になつてくるかと思ひます。すでに個別消費税といふものは、もう手直しというよりも限界にきておるのではないかといふ形の中から、私たちが先般来当委員会でも付加価値税の問題、技術的な間接税体系を洗い直していく必要があるのではないかという論議を非常に活発に行なつておるわけでございますけれども、大体今日の消費の多様化、高級化といふことも、またそういう税の中立性といった面から、もう個別消費税の段階は検討すべきであり、これに関連して付加価値税の問題について東畑先生の御意見を聞かせていただきたいと思います。

○東畑参考人 間接税の問題であります。いわゆる間接税の税体系の中におけるウエイトは連年非常に減りつゝある。たしか国税だけでもいま三五%くらいになつておりますが、全体の税をいれれば三〇%くらいになつておるかと思ひます。これは所得減税その他のことをやりましても、なおその勢いは強くなつてくるのではないかと考えております。それは間接税をどういふ形で修正するかといふのは、一つの大きな問題でありま

す。これはおそろく税制調査会の委員の方も同じ意見じゃないかと思ひますけれども、私自身のことを申しますと、どうも個別物品税といふのは、これはバランスをとつていくということが、技術革新の時代には新しい商品がどんどん出てくるものでありますから、なかなかそのバランスがとれない。アンバランスが非常にあるという点から、法律をつくつてやると一年とか二年おくれくる。でも修正しなければならぬと思ひますが、いま奥田さんのお話のように、だんだん経済は複雑になつてくる、商品の数はふえてくる、こうなつてきますと、やはり税としては、私は広い意味で

の一般売り上げ税とでも申しますが、付加価値税はその一つであると思ひますが、どうもそういう方向をたどらざるを得ないのではないかと、またたどつたほうが合理的な税制ができるのではないかとと思ひます。ただ、いかなる形においてこれを實現するかといふことにつきましては、技術的な問題もさういふふうに思つております。

ことに日本は流通段階が非常に複雑なものでありますから、その技術的な意味においての苦労はさういふんせざるを得ないのではないかとと思ひますが、大方向といたしましては、お話のような方向に持つていくのが大筋ではないか、こういうふうに考えております。

○奥田委員 もう時間もきましたので、最後に両参考人から一点ずつお伺いいたします。

大休本年度、四十六年度の経済成長率ですね、何%程度と見ておいでになるだろうか。それと消費者物価上昇をどれくらいに見ておられるか。先

生方の研究の中からの個人的な見解をちよつと教えていただきたいと思います。

○東畑参考人 ちよつと虚をつかれたようなお話ですが、実質一〇%をこすともいいいますか、そういう程度のことではないかと思ひます。

物価につきましても、昨年に比べては卸売り物価は多少下がりつゝある、消費者物価は去年のような上昇はしないだろう、こういうふうに見通しておられますが、どうも小さい頭で見通しても何にもならぬかもしれませんが、大体そういうふうに見通しております。

○高橋参考人 私は予測はしないといふことを信条にしておりますので、これはあまり科学的なデータに基づいた観測というふうには言えないのでありますから、そういうつもりでお聞きいただきたいと思ひますけれども、成長率の見込みは、実質成長率で申しますと、大体一〇%を若干上回る程度ではなからうかといふふうに考えております。これは易者の易みたいなものでありまして、当たるとも八卦当たらずとも八卦みないなところがあります。

それから消費者物価の見通しはしたがつて同様のことであります。ただ、昨年のような上昇はないという感じもいたしますけれども、非常にはっきり言えることは、政府の見通しのとおりに五・五%でおさまる可能性はないだろうといふことは、はっきり言えると思ひます。

以上であります。

○奥田委員 終わります。

○毛利委員 廣瀬君。

○廣瀬(秀)委員 両参考人にお伺いしたいのでございますが、租税特別措置、先ほどから両先生のお話の中にも出てまいつたわけでありまして、税制調査会の答申が出るたびに、大体この政策目的の有効性であるとか、あるいはまた既存のものが既得権化し、慢性化している、こういう弊害といふものが強く出ている、税の負担公平という問題からいって非常に問題だからということが指摘されておるわけですが。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

そして四十六年度の税制改正に関する答申の中にも、「新規の措置の創設及び既存の措置の拡充は、既存の措置の整理合理化に伴う増収額の範囲内にとどめるべきである」という答申が出されて、私もほとんど同様な答申だと受け取るわけでありすが、ごく最近の四十四年度以降を見ましても、この租税特別措置による減収額は、国税、地方税を通じて、四十四年度が五千四百四十七億、四十五年が六千五百二十一億、四十六年は、こういう指摘が特にあるにもかかわらず七千四百四億であるというように出ておるわけでありす。しかも、私もいつもこれは疑問に思うわけでありすが、この減収見込みというのは当初予算ベースで出されるけれども、実際にほんとうにこれだけの減収額で終わったのか、もつと巨額にのぼったのかというようなことはトレースすることができない。そういうことでありますが、一応予算の段階で試算した結果で見ても、このようにどんどんどん、一千億、あるいは四十五年度と四十六年度を対比しましても九百億—約一千億に近いような額がどんどん減収額としてふえてくるわけですね。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

こういうことを考えますと、先ほど高橋先生がスクラップ・アンド・ビルドということだと言われども、ビルドのほうがやはりどんどん多くて、なかなか既存のものを大胆に—もう政策目的があいまいである、あるいは失なわれておるのでないか、あるいはそういう政策目的の有効性というものが証明されない、こういうようなことがずいぶんいろいろな項目について言えるわけでありすが、どんどんどんこの数かふえ、しかも金額もふえてくる、こういう状況にあることに對して、税調で指摘をされた「整理合理化に伴う増収額の範囲内にとどめるべきである」という点は、その減収額についても具体的にその数字で、そういうような、たとえば昨年六千五百二十一億だという状況であったならば、ことしは七千

四百四億というようになることではなくて、六千五百二十一億程度のところで数字的にもおさめるべきだ、こういうお考えに立たれておるのではないかと、このようにお考えですが、その点、東畑先生はいかがお考えでしょうか。

○東畑参考人 固定した額にするというのはいかがかと実は思っておるわけでありまして、日本全体としての経済規模がどんどん拡大しておるのでありすが、法人税なんかもどんどんふえておる、そういうことでありますから、固定した金額にとどめるという気持ちはあまり硬直し過ぎておるのではないかと、こういう考えであります。あえて前年度の固定額を翌年度にも維持したいとは思っておりません。ただ標準に考えるという程度でございます。

○広瀬(秀)委員 反論するようで恐縮なんですすが、この答申に、「整理合理化に伴う増収額の範囲内にとどめるべきである」とおっしゃっておるわけですね。そういう点では、確かに経済がどんどん大型化し、年々の経済の成長率も世界的にも最高をいくような、実質一〇%をこえるというような状況がずっと続いておりますが、そういう中であることはわかりますが、それならばこの答申の書き方も、もつと国民大衆がわかるような書き方があってしかるべきではなかったのか、こういうように考えるわけでありすが、その点もう一度ひとつ……

○東畑参考人 その年についての動かし方ということについては、四十六年度について、一方において減収が一方においてふやす、そのバランスはとれる、こういう考え方になっております。前年度と今年度、来年度、こういう意味の固定額にはしてないという趣旨でございます。その当年について、減収するならば一方において増収する、その間がとんとんになるように、こういう趣旨でございます。

○広瀬(秀)委員 御趣旨はわかりました。しかし、年々こういうようにどんどん経済が大型化するんだからということだけではやはり国民は納得

できないだろうと思うんですね。したがって、これについては税調でももつときびしい態度を持って、特に政策目的が非常にはつきりしている、有効であるというようなものに限定をしてこれからはもやっていたらどうか、これは御要望を申し上げておきたいと思っております。

それからもう一つの問題は、ずっとこれも問題になってきておりますし、税調の答申でももう何回も答申をされておることでありますが、これはもう数えきれないほど、三十一、三十五、三十六、三十八、三十九、四十五、四十六年、こういうようなところで毎回というくらいに答申されておりました医師の社会保険診療報酬制度の所得計算の特例ですね。この問題も、もはや四十五年度でも五百九十億からの巨額に達しておる。しかも四十六年度では六百七十億になるだろう。しかもそのほかに地方のいわゆる住民税あるいは事業税というようなもののはね返りを加えますと、四十六年度では九百六十二億、約一千億にも達するといふような状態になるわけでありす。この問題については、私は総理大臣、大蔵大臣にも質問をいたしておるのでありますが、この診療報酬の適正化とのからみというものがあつた、こう答弁されて、なかなかむずかしい、これも議員立法であるといふようなことでむずかしいのだ、こう言われておるわけなんですけれども、しかし、それでは厚生省のほうで中医協等を開いて適正化をはかるということでは論議をしますと、たいがいばんとぶつかって、医師会は退場して協力せぬ。こういうことになったら、一体いつになったらこの適正化ということができるだろうかと、こういうことも私は考えるわけですね。したがって、税調の面ではどうしても国民の納得が得られるものではないのでありますから、そういうものを含みながらも、大体この税調でも—税制調査会でありまして、付加価値税の問題等につきましてはヨーロッパまで委員を派遣をして調査をされるというふうなことでありますから、もう少しこの実態というものを調査されて、国税庁の中間調

査というふうなものもありますから、とりあえず暫定的な措置でもされるというふうなことを税調で積極的に出される。そういう中から医療費の、たとえばお医者さんたちが非常に不満としている技術士の適正化、技術料をもつと正しく評価しろというふうな要求なんかも含めて、そういう方向がより一そう促進されるのではないかと。とりあえずたとえ七二%というのを、中間調査の結果でも六〇%こえるところはどうもいのですから、六〇%ぐらいまでたとえ暫定的に落として一年様子を見るというふうなことを税調においても検討して、そういう方向を出されたら、もつと医療のほんとうに正しい体系、適正化というふうなものも推進されるのではないかと、最近の医大の不正入學問題というふうなことも、私はこれがずっと一連の關係を持っているのではないかと、思うわけであつて、将来、この医学の問題、医療制度の問題というふうなことを通じて、たいへんこれは大きい問題だと思つたので、これについて一体どのように、私がいま申し上げたのはある程度提案でありすが、そういう提案に対してどのような税制調査会としてお考えか。そういう私の申し上げたようなことはやはりもう絶対だめでありすか、どうでありすが、その辺のところをひとつ御所見を伺いたい。

○東畑参考人 いま広瀬さんのお話でありますすが、三十一年からたびたび税制調査会が答申を出してあります。出さない年もありましたのです。出さない年は、別にいいというつもりでなかつた、いつまでたつても実らないものですか、多少飽いて出さなかつた。しかし、最後までこのごろになりました、はつきりとそれは明示しているのではありません。趣旨としては、法定でもって経費率をきめる必要はないのじゃないか、こういう趣旨でございます。これにつきましては、ちよつと皆さんにはおしかりをこうむるかもしれませんが、どうも政府はいつもやってくれないといふので、いろいろ調べましたところが、もとも

と議員立法のものだったそうですね。われわれに、一つも実らないじゃないかとおしかりをこうむるが、議員の方でいかかやるか、皆さんがひとつおきめになればと逆に言いたい。もとの趣旨が議員立法なんです。しかも全会一致と聞いております。そう意味でこれはこちらからお願ひしたい。

○広瀬(秀)委員 同じ問題で、高橋先生御見解はいかがですか。私若干の提案を含めて申し上げましたので……

○高橋参考人 この問題は、いま広瀬さん御指摘のように長い間懸案の問題でありまして、私どもの感じから申しますと、なぜ実現しないのかというところをむしろ政治家の方々にお願いしたい感じがいたすわけでありまして。その廃止問題については議論の余地はないと思ひます。ただ医療問題——これは税論のほうから医療の問題というふうなことになる、これはまた別の観点その他があるかと思ひますが、しかし、大体医療問題に税をからめるといふことそのものに問題があるわけだ……(堀委員「そうすると池田さんが悪いのだ」と呼ぶ)それはまた別の議論があるかと思ひますが、これは私はちよつと議論の余地がないので、むしろこういうところでは——参考人は質問してはいかぬといふことでありますから質問いたしませんけれども、むしろ政治的な問題ではないかといふふうに私は考へております。

あまりそのもののお答えにならぬかと思ひますが、趣旨は広瀬さんの御主張に全面的に賛成でございます。

○広瀬(秀)委員 この問題、いろいろ苦心された御答弁もいただきました。時間もありませんので次の問題に移ります。

今日、日本の経済が非常に発展をしている。そういう中で非常に社会資本、公共投資というふうなものも立ちおくれしているというふうなことで、そういうものと高福祉をこれからかかっているかなければならない、そういう立場で、しかしそれには金が必要で、財政資金も要するのだから高負担は

当然である、こういう議論が、今日の税制問題を論議する場合に言われる。いわゆる高福祉高負担といふことになってきているわけだと思ふのであります。朝日新聞でここの初めごろでしたか世論調査をやりました。高福祉高負担といふのをどう考えるか、こういう質問に対して、そのものずばりで賛成したといふのは七割しかなかった。一方において、高福祉高負担というふうなことを言う前に、まずやるべきことは財政の資金をどういう項に使うかといふことだ、それが必要なんだといふことは、七〇%がそういつてゐる。こういうこともあるわけでありまして、この高福祉高負担の問題について、何といひますか、高福祉高負担といふものがすんなり国民の中に受け込まれる、受け入れられる、納得できるような前提の中で、財政の効率的な使用であるとか合理的な支出であるとか、そういうものが確保されることと同様に、税負担の公平といふことが確立されてからでなければ、これは容易に国民に受け入れられることではないのではないかとこのことを感ずるわけでありまして、この高福祉高負担の問題と税のあるべき姿といふものについて、東畑先生と高橋先生と両方からお伺ひをいたしまして、時間がありませんので私の質問を終わりたいと思ひます。

○東畑参考人 ちよつと個人所得に累進税といふのがありますように、私は、一国の国民所得がふえてくれば全体としての税負担は、割合はふえていいのではないかと、またふえるだけの仕事がある、こう考へておりますが、事実問題といたしましては、昨年度も、今年度の予想を見ましても、負担のパーセントといふのは同じくらいのことになつております。つまり特に高負担になつたといふことは言えないかと思つておりますけれども、一般論としては、私は高負担は累進的な考え方ではないかと思つておられます。

ただ、いま広瀬さんのお話のようにどういふ形でその負担のものをを使うか、こういうことであります。根本はどうしても、広い意味におきま

社会資本の充実といふこと、これに集中すべきではないかと思ひます。他面それを補強する意味では、つまり税の公平とでもいひますが、お話しの方話を聞いておきますと、重いというよりもむしろ不公平ではないか、それが負担感といふものを強めてゐるのではないかと、いふことはこれはもつとも議論である。だから税制としましては、あるいは税務の執行におきましては、どうしても負担の公平という感じを強めていく、これを強めつつ社会資本の充実をしていく、こういうことが今後の一つの大きな方向ではないか、こう考へております。

○高橋参考人 最近、高福祉高負担といふことがいわれておるわけですが、これも言う人によつて意図がさまざまでありまして、どこをつかまえて議論すればいいのかわかりません。ところがあるわけですが、私の理解している範囲で感想のようなものを申しますと、先ほど東畑先生のおつしやつたように、一般的に、所得水準が上昇していけばそれに伴つて累進税率といふものが働きますから税負担が増大する。それはそれで理解できないのです。ただ、日本の場合に注意しなければならぬことは、名目所得の伸びと実質所得の伸びが必ずしも一致しないといふことでありますから、先ほど申しましたように、一方ではしかるべき調整措置をとつていかなければならぬといふふうに感じます。ただ、国民がこの問題について、負担が増しても福祉が増大しないといふことについて疑問を持つておられるのは、負担のほうはどうも先行しておるのではないかと思ひます。

これは根拠のある点ではないかと思ひます。それについては、やはりまず広い意味の高福祉について明確な政策が出されなければならぬ。これが前提ではないか。生活環境の社会資本あるいは社会保障といふふうなものを、何年間どういふうに拡充していくのだ、こういういわば全体の政策が前提になつてくる。

金を生み出すような打ち出の小づちを持つておるわけではありませぬので、その費用は国民が負担しなければならぬ。その場合に、先ほどもお話がありましたように、費用を公平に負担をしていくといふことが、高福祉高負担を前提にする場合に、もう一つの重要な条件ではないか。現行の税制あるいは今後改革すべき税制も含めて、やはり税の公平といふものを達成していくといふことが第二番目に重要な条件ではないか。

それから三番目は、先ほど申したような、政策に照らして費用の支出というものを福祉重点的に配分をしていくといふこと。これは新規のものをそうしていくといふばかりでなくて、既存の財政支出というもののについてもそういう洗いかえをする必要があるのではないかと。最近、財政の硬直化といふようなことがいわれておられて、現状においては硬直化は硬直化は財政に宿命的なところもありまして、硬直化は硬直化は硬直化の洗いかえて、能率的に税金を使つていくといふ努力が三番目に——これは新しいものについてそうであるといふことはなくて、いままでのものについてそういうことをはかつていく必要がある。

いわゆる高福祉高負担といふことを言う場合には、大体そういう政策の問題、それから税の公平の問題、支出の効率性あるいは合理性の問題といふふうなことを考えるべきではなからうかといふふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 ただいま広瀬委員のほうから、医師の租税特別措置の問題の御提案がありました。私が実はこうしてこの議席におりますのは、まさにこの問題に端を発して議員になつたという経緯もありますし、長く大蔵委員として税制を担当しておりますけれども、今日までこの問題について実は発言をしたことはありませんので、これは御質問ではなくて、ちよつと発言を先にしておきたいと思ひますが、私は大蔵委員として税制を

専門的にやっております中で、この医師の租税特別措置の問題というのは決して税制上好ましい法律だと思っております。その幾つかの理由をあげますと、いま東畑調査会長がおっしゃいましたように、包括的に実問題が処理されておりますので、各特別、業態別、たとえば歯科、内科、外科、産婦人科、耳鼻科、眼科、小児科、こういう各科別に実は経費率はおのの違うわけであり、さらに、各特別に経費率が違うわけではなく、所得階層別にもまた負担の状態が著しく違うわけであり、ですから、これは一見医師全体に対してフーバーを与えておるようであり、けれども、医師の内部における税の配分効果というものであります。不公平な税制でありますから、私もこの税を担当しております立場から、この税制がいいとは一つも考えていないわけであり、ます。

ただこの問題は残念ながら、昭和二十六年の医師の単価の値上げに對しまして、当時大蔵大臣でありまして税に非常に詳しい池田さんが、三〇%の所得率をもって税を行なうということを条件として実は医師の単価問題に結末をつけられました。それまでは医師の税というのは実は税法どおりであつたわけであり、私、長く医師会の中で税を担當しておりましたから、その中では各特別の配分を含めていろいろ考えた指導をやっておつたわけであり、ここに端を発して実はこの制度ができてきたわけであり、ですから、その点では政府に非常に責任があると考へております。

それを昭和二十八年の確定申告の際に取り扱うという問題が出て、いろいろもめまして、その当時、現在この委員席におられる松本さんが大阪の国税局の直税部長で、私が近畿二府四県の医師会の税対策委員長であつたという経緯もありまして、この租税特別措置の推進をして、実は昭和二十九年の十二月の国会で、議員立法として全会一致で成立したという経緯がございます。その経緯の中で、私が、医師会からせひやれと言われ

てついに議員になつたという経緯もあるわけでございますが、今日この問題は税制の問題を離れて、医師の診療報酬の問題に残念ながらビルトインされてしまつておるということでござい、ます。ですから、税制だけで議論をいたしますとして、かりにこれを取つてしまふと、とたんに非常に大きな増税が社会保険診療報酬に對して行なわれる、こういうことになるのですから、やはりこの問題は診療報酬とあわせて何らかの処置がとられない限り、これは政治的な問題として解決の道がない、こう私も考へておりますし、大蔵大臣も昨年の質問に對してはそういう御答弁をしておられると思つております。ですから、私も一日も早く、費用の額の大きさではござい、せん、診療報酬の正しい支払い方というものが確立をされて、その正しい支払い方の中における医師の技術分に對して相當の課税が行なわれるということになることは望ましいことなのであり、まして、その点私もいろいろと——いつも私黙つておるものですからあれでござい、ますから、きょうはひとつちよつと私の考え方を先に述べさせていただいて質問に入りたい、かように考へるわけでございます。

ちよつとお伺いをいたしたいことは、実はこの間からも議論しておりますし、今後とも議論したいことなのでありますが、まず贈与税の問題でござい、ます。今度の政府の提案によりまして、相続税は、御承知のように妻に對する住宅、土地関係の贈与と、それからそれに見合つた相続税の改正が行なわれました。私、一昨年予算委員会でも提案をいたしましたものが具体化したもので、私も喜んでおるわけであり、ます。ただ一つ残つておりますのが、妻と他人との間に贈与の基礎除が四十万円という形で同じ額になつておるといふ点は、私は非常に妻の座というものが正当に認められていないと考へるわけでございます。これはフランスにおきましても西ドイツにおきましても、やはり妻の座に對する贈与とその他の贈与とは區別がござい、ます。そこで、大体考へ方として

は、垂直に財産が動きますときには垂直の相続税は負担が大きくなるかと思つておりますが、水平に夫から妻に動きますものは、これはやがて必ず世帯としては垂直に動くのでありますから、そういう意味ではできるだけ軽減されてしかるべきだと考へておりますので、妻の基礎控除の問題、四十万円とござい、ますのはこれは六十万円程度に引き上げて相當ではないだろうか。その他は四十万、妻だけは六十万の基礎控除ということが相當ではないかという考へで問題を提起いたしておるわけであり、ます。この点について東畑調査会長と高橋さんのお答えをいただきたいと思います。

○東畑参考人 夫婦によつて財産を形成するという問題、しかし結婚する前から持つておる財産というふうなものがござい、まして、私は法律はあまり詳しくないのでありますが、日本の民法では個人財産制度になつておるものでござい、ます。合せての財産という考へ方に非常になつておりましたので、そこらに一つ、妻の座を大いに尊重するということについてのひつかかりがござい、まして、民法の改正ということをしなないと本格的なことはできないのじやないかと思ひ、ます。お話しのように、やはり細君の努力によつて大体は財産というものは形成されるということはおつしやるとおりでござい、ます。私らの経験に照らしてもそのとおりだと思つておりますが、それで多少でもそういう点を考慮しなければならぬというので、生前における居住用住宅の贈与ですね、これにつきましては妻の座を大いに認めておるというのが今日までの状況であります。これはどうも税制の問題よりも、民法の、つまり個人財産制度というものに對するこれらの改革というのですか、どういふふうな改革したらいいか、これと非常に結び合せて問題で、税制調査会としてはその点で一番苦慮しておる点であります。ただ外国も、例の二分二乗制度ですか、あるいは子供があればN分のN乗といひ、ます。それはよほどわれわれとしても参考をいたしておる次第であります。

○高橋参考人 堀議員の質問は二つの問題を含んでおるのじやないかと思つておりますが、一つは相続税と贈与税との関係の問題と、それからもう一つは財産課税における夫婦間の問題と、この二つの論点があるわけで、私は、これは一般論であり、ますけれども、贈与税というのは相続税に對する補完税だといふ理解をしておるわけでございます。これは教科書的な理解が知れ、ますけれども、言うならばともとは相続税で行なうべきもので、あるいはそれを完全な徴税を行なうというふうな側面から贈与税というものが設けられておるというふうな考へておるわけでございます。したがつて、もとのほうが、相続税がどうあるべきかということに關連していまの問題は考へるべきじやなからうかというふうな思つておるわけでございます。その点から申しますと、これはちよつと御質問からはずれ、ますけれども、日本では財産課税が、所得税が資産所得を非常に抜かし、ますから、したがつて結局目に見る資産しか相続税が行なわれ、ない。したがつて土地と建物と、しかも地価がどんどん上がつて、特に住居用の住宅に非常に重い税がかかるというところが一番のポイントじやなからうかというふうな思つておるのです。その点についての改善措置を考へるというのが当面の急務で、しかしそれは他方ではほかのほうを強化するということを伴わなければならぬというふうな思つておる、ます。

それから二番目の点は、妻の座を税制全般について、特にいま財産形成等に關して妻の座を拡充していく、私も原則的にはそういう方向で行なうべきだといふふうな考へておりますが、ただ最終的にいまの御提案の趣旨に賛成かどうかといふふうな言われ、ますと、もう少しこの点については考へてみたいといふふうな思つております。以上です。

○堀委員 体系的にはいまお話しのような問題なのですが、国民感情としまして、財産や金を他人に渡しても妻に渡しても基礎控除は同じという発

想は、私は妻の座というものはすいぶん無税をされておるといふ感じがしてならないわけでございます。ですから、他人に四十万まで基礎控除があるのなら妻に六十万くらいはあったっておかしくないじゃないかというの、私、素朴な国民感情だろろうと思うのであります。やはり、私も税制なりいろいろのことをやり出すときには、確かに税の理論も大事だと思ひますけれども、素朴な国民感情にもたえる側面もあつていいのじゃないかという感じがいたしますので取り上げておるわけでありまして、おっしゃる様に民法がかわればこれにこしたことはありせんけれども、民法の問題というのはこれまた全体として非常に複雑になりまして、そういうことで問題を提起しておるといふわけでありまして。

次に、やはり予算委員会でもことし取り上げまして、またひとつ大蔵大臣とも議論を少ししまかしくしたいのであります。交際費課税の問題でございます。実は交際費の課税の問題というのは、ことしも租税特別措置の中で否認分六〇〇を七〇〇にするという改正が行なわれておりますけれども、まことにこれでは微々たるもので実効が実があつておりません。四十四年度で九千五百億圓というものが費消されておるわけでありまして、これも、この中で否認分というのにはわずかに二六〇にすぎないというので、あとの七四〇は大手を振って無税で通つておるといふようなことは、国民感情としてはまことにいかでかあるのかという感じがするわけでありまして。そこで私はこの前の予算委員会では、ひとつ三十七年の税制までに少し年次別に戻してみたらどうかだろうか。要するに、資本金の千分の二・五というのは三十七年には千分の一でございましたから、〇・五ずつ落としていけば三年たてば一になるじゃないか。概算の四百万のほうも三百万まで、たとえば二十五万なら二十五万ずつ四年計画で落としていけば四年先には三百万になるではないか。こういう提案をしておるわけでありまして、その点についてちよつと先に参考のために主税局のほうから、

資本階級別の一社当たりの交際費というのはどのくらいになつてゐるか、時間がありせんから簡単に答えてもらいたい。

○細見政府委員 資本階級別に見まして、百万円未満が一社当たり平均二十八万八千円、それから百万円以上が五十九万八千円、それから五百万円以上が百三十四万五千円、一千万円以上が二百九十八万七千円、五千万円以上が七百八十万一千円。そこで大体中小法人ということのカテゴリーになるわけでありまして、それを締めますと平均七十九万九千円、約八十万というふうな数字になつております。一億円以上を見てまいりますと、

○堀委員 もういいです、そこまで。

参考人の方、いまお聞きいただきましたように、実態で調べて平均値は、少なくとも五千万円から一億円の間は七百万円ぐらゐになります。それまでは二百九十万円というのが平均値でございます。ですから三百万円におつしたとしまして、平均のものは以下は中小企業は実は全部カバーができるわけでありまして、平均より高いものが制限されて、平均より低いものは影響がないということになるわけでございますから、私はそれを一挙にすぐ来年三百万円というの問題があるのかと思ひますので、いま申し上げたような、二十五万ずつ下げて四年後に三百万になるというふうなことは、私は税制上から見ても合理性のきわめて高い問題だ、こう考えるのでございますし、あわせて片方の資本金の千分の二・五を〇・五ずつ下げて千分の一にするのも、これは私は現在の情勢から見て、国民的世論を背景として考えましても相当な案ではないか、こう考えるのであります。この点についてひとつ東畑会長と高橋参考人に述べていただきたい。

○東畑参考人 いまのお話は私はちよつとふだんにあまり考えていなかった点であります。非常に参考になるお話を伺ひいたしました。一ぺんよく考えてみます。

○高橋参考人 私は最初のところで、堀さんまだ

お見えになつていなかったと思いますが、今度の交際費課税は目玉商品にしては少し目玉が小さ過ぎると申したので、そういう趣旨から申しまして、交際費の課税を強化することについては賛成でございます。これはいまお話しのように、問題は二つで、ワケ外のワケを強化する問題と、それからワケをだんだん縮めてそれを合理化していく問題と二つあるかと思ひます。ワケの合理化についての堀さんの意見は、私もなかなかおもしろい御意見だといふふうに承りました。基本的には私もそういうふうな考えております。

○堀委員 次にもう一つ、ちよつとこれに関連することでございますけれども、これも予算委員会です。少し問題を出しましたのですが、現在赤字の欠損企業というものが大体三〇〇くらい法人の中にあるようでございますけれども、個人の場合でございます。所得税を払いませぬものでも間接税を払いますから、何らかのかつこうで国の税金を負担しておるといふのが私は現状だと思ひます。ところが企業が潰れては、欠損になります。これは地方税の人頭割りを払うだけであつて、これは税金を払わない。しかしその企業が十分公害も出しますし、道路なり港湾なりを利用したし、企業が潰れては要するに高福祉を享受しながら負担がゼロだといふいまの法人企業のある方については非常に問題があるといふことで私は実は問題提起をいたしましたわけでありまして。考えようによつては、一つはかつてのシャープ税制のとき、事業税、付加価値事業税と申しますか、ああいうような発想も一つの検討課題ではないかと思ひます。あるいは、やはり何か欠損会社といふのもある範囲の税といふものを負担するのが相当ではないだろうかといふ感じがしてなりません。

そこでいまの問題の一つは、交際費課税の強化ということ、裏返せばそれだけ利益が出るわけでありまして、さらにもう一つの問題は、私この前も問題を取り上げておきましたが、過度広告税という問題でございます。これはやはり赤字企業と黒字企業が同じ形でこういう問題の処理をされ

ておる点にどうも私はひつかかる点があるわけでありまして、そういう面を含めて、今日少し広告が過度にわたるものについてはこれについて何らかの課税を行なうことは私は必要なのではないか、こういう感じがいたしておるのであります。これは交際費課税と一体の問題として少し考えてみる必要があるかと思ひます。この過度広告税といふものは、一般的な範囲はこれはやむを得ないと思ひますが、著しく広告費の高いもの、たくさん費消しておるものについては適正な課税があつてしかるべきだといふ感じがいたしますが、この点についてのお答えを承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○東畑参考人 広告につきましては、実は税制調査会で特に議論したことはございません。私一人といたしましては、過度広告税でも申しますが、それは不合理な税ではない、こう思つていますが、ただ広告といふものの種類をいろいろ考へてみますと、あらゆる種類がございますので、テレビ、ラジオも広告になつております。そこを技術的に公平をはかつていくといふことは、その問題が実はこういう税の合理的であるかないかといふことの決着点になるのではないかと個人としては思ひます。抽象的な意味では広告税といふのはそんな不合理なものではない、こういうふうな考へております。ただ現在において物価問題といふこととの関連がございまして、そこらのこともひとつ考慮しなければいかぬかと思ひます。

○高橋参考人 問題は二つだと思ひますが、前者の問題は、シャープ勧告で考えられた付加価値税あるいは地方税でありますとか、私はあれが事業税に変わったといふことは非常に残念だといふふうに思つておるわけですね。そういう意味で申しますと、大体堀さんのおっしゃる趣旨とそう変わらないのではないかと思ひますが、付加価値に課税をする、これはどういふ内容に、それをどこの税に置くか等々についてはいろいろ議論はあると思ひますが、一般的にそういう付加価値とそれから所得課税といふものをやはりコンビネーション

で行なえる、そうすれば所得課税のほうもより課税の確に行なわれてくる。税制はいろいろな組み合わせが必要だというのが私の考えでありまして、そういう点では御趣旨の点は大体了解できると思います。

それから広告税も、私自身それほど考えたことじゃない、たいへんおもしろいアイデアじゃないかと思つて伺つたのですが、結局問題は、何を過度というふうに認定するかということ、それに伴う具体的な立法化、それをどう行なうかというふうなことに問題はあろうかと思うので、いずれにしても趣旨はたいへんおもしろく拝聴いたしました。ちよつと考へてみたいと思つております。

○堀委員 過度というのは、私の自分の感じでは、ある業態なら業態をとりまして、その平均値を見まして、その平均値の割くらい上までは平均値というものは、やはり分布のカーブの問題がありますので、そう考へなければならぬと思ひますけれども、その辺ぐらゐを押えて、そこから上にいけば、ややそういう意味ではいまの交際費課税の発想になりますけれども、そういうような式の処置というのがあつていいのじゃないだろうか、こういう感じでございますが、これは政府に今度、あとで大蔵大臣ともよく議論をいたしますので、税制調査会に政府も働きかけると思ひますけれども、その際はひとつよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。ありがとうございました。

○毛利委員 員沼君。

○員沼委員 初めに高橋参考人にお伺ひいたしますが、今年にはミニ減税であるといわれておるわけですが、こういうミニ減税であるとかないとか、この減税の幅というものを議論する場合に何をもとにして議論するのが正しいと思はれるのかということが一点でございます。

それからさらにもう一点は、先ほど東畑先生のお答えは聞いたわけですが、今後の日本の税制のあり方として、付加価値税導入論というものがかなり出ておるわけでありすけれども、こういう考へ方について先生はどのように考へてあられるか、その二点についてお伺ひいたします。

○高橋参考人 小型ということを申ししたわけですが、これは多分に形容詞的なものでありまして、別に厳格な基準というふうなものがあるわけではないというふうに考へます。ただ、われわれは一応議論いたします場合に、とりあへずの尺度としてはその年度、新年度の旧税による自然増収分と、新税が含まれればその新税から得られるところの増収分と、その新年度の見込まれるところの増収分の中でどの程度が実質的に減税といふものに振り向けられているか、増税その他を差し引きまして実質的にどの程度振り向けられるのかというのが一つの尺度ではなからうかというふうに私は思つております。これとどこまでいけば中型であり、どこまでいけば、何%になれば大型かというはつきりした基準はないと思ひますが、この程度の度であれば大体小型というふうに言つてよろしいのではなからうか、そういうつもりで申したわけでございます。

付加価値税につきまして、東畑先生からあと御意見があるかと思ひますが、これはどういふものか、どういふ形の付加価値税を導入するかとこの議論が分かれてくるところであります。最近問題になってくるのは、フランス型のそれを日本に導入するといふふうなことを一応前提にして考へてみたいと思ふのであります。付加価値税は、先ほど若干触れられましたように、個別消費税にないメリットがある。個別消費税は何といひましても中立性を非常に害します。あるいは徴税の面での効率をあげ得るか、それから技術革新を促進し得るといふふうなメリットはありますが、逆に、これは間接税、個別消費税あるいは一般消費税を問はず共通してあるところの、何といひてもこれは不公平な、税負担の面からいって逆進的だといふ点はいわば宿命的なものでありますし、加えて中小企業の負担が相対的に

重くなるという点もありますし、日本のように物価上昇が続いている場合にこれが導入されるといふふうなことになる、物価上昇に輪をかけるということも懸念される。そこで導入については相当慎重でなければならぬと思ふのですが、ごく一般的に私の考へを申しますと、これが導入について国民的な合意が得られるためには二つの条件が必要じゃないかといふふうに思つております。それは一つは、この税の負担についての感じといひますか、負担感についてそれほど、いまの付加価値税の持つところの不公平さですね、そういうところの気がならないと申しますが、あまり強く気にならない、そのためにはやはり日本のいまの税負担の特に階層別の負担感ですね、これを相当公平にしていかなければならぬだろうという、応能の原則により徴する必要があるのじゃないかというふうに思ひます。それからいま一つは、先ほどの高福祉高負担論につながるわけでございますけれども、財政支出について国民が、われわれの福祉につながつていくのだ、こういう新しい税種が導入されても、それを費用として福祉が増大するといふことについての理解ですね、その二つの点

がともかくある程度達成されるという条件が必要じゃないかというふうに考へております。ごく一般的な議論で、十分お答えできたかどうかはわかりませんが、一応いまのところそういうふうな考へております。

○員沼委員 次に、所得税の課税最低限についてお伺ひいたします。

これは東畑先生にお伺ひいたしますが、現在まゐるいろいろな課税最低限は議論されておるわけですが、この課税最低限あるいは各控除ですね、こういうものが決定された裏づけというのか、その基準というものはどういふふうに考へられているのかといふことですね。どういふふうに考へるのが妥当なのかといふその御見解、そこまでひとつお願ひいたします。

○東畑参考人 課税最低限をどういふ基準で考へるかというお話でございますが、非常に常識的な

ことになるかと思ひますが、一つは外国のこともしよつちやう調べております。もう一つは、国内における所得の水準が上がつてくれば、それに応じて最低限も上げていっていいじゃないか。それから物価、ことに家計費の上昇といふことも考へなければならぬ。こういう形で、その三つくらいが一番中心になつて上げていかれるのではないかと、こう思つております。でありますから、連続いたしまして過去十数年間——たしか一年はやらなかつたかと思ひますが、連続して課税最低限を上げてきたことは御承知のとおりでございます。もう一つの問題は、最低限についての国税と地方住民税でございますが、この間に最低限の差があるといふこと、これも非常に気にしている点であります。

○員沼委員 次に、中堅所得層の問題でございますが、非常に税金が高いという声がたくさん出ております。国税庁の広報課で出ております「納税者の声を聞く旬間」パンフレットの中にもその声はかなり出ておるようであります。こういうところから、中堅所得層の累進税率といふものをさうに緩和する必要があるのではないかと、こういうふうな考へるわけでありすが、この点についての御見解をお願ひいたします。

○東畑参考人 昨年からいふゆる中堅層を特に目当てにいたしました累進税率を非常に緩和いたしました。最低限以上は、あれは五%刻みになつていたので、二%、三%、四%といふふうな刻みまゐつたので、だいたひ累進率を緩和したと思つております。もともとは、改正前の累進税率はたしか昭和三十三年にできたかと思ひますが、そのころ百万円の給与所得を持つておる人は一%ちよつとじゃなかつたかと思ひます。近年になつてきましてそれが三%になつておる。そういう意味から申しまして、当然いふゆる中堅層といひますか、最低限から少し上のほうは税率を緩和するのが当然のことではないかといふことで、実は改正いたしましたのであります。今日になりますと累進税率は、その当時イギリスに次いで日本はいわゆる

中堅層の税負担は高かったものでありますが、これもよほど緩和したしております。まだ改正一年目にあたって、今後の所得分布の状況その他を考慮して再検討する機会はあるかと思っております。まあいまのところ少し推移を見ようじゃないか、こういう形になっております。しかし、しよつちゅう、最低限の引き上げという問題と税率の緩和という問題は、これは車の両輪のような形になっておりまして、事情事情に応じて考えなければならぬかと思っております。

○貝沼委員 さらに、国税庁の調べによりまして、「納税者の声の内容」のまづ先に「サラリーマンの減税」ということを望んでおられるのが非常に多い数字で載っております。こういうところから、サラリーマン減税というのは確かに大きな問題だと思ひますが、このサラリーマンの所得に対して二分二乗方式——先ほどフランスのN分N乗方式という話もちよつと出ておりましたけれども、二分二乗方式というものを今後採用されるほうが私はいいのではないかと思ひますが、この点についての御見解を御参考人にお伺ひします。

○東畑参考人 サラリーマンについて所得税の二分二乗方式という御質問かと思っておりますが、これはへたをする、主人だけが働いて細君は働かないという高額所得の人に非常に有利なことになりまして、低額の人には問題にならぬと思うのです。しかし少し多い人には非常な、累進税率の緩和以上のことになりまして、だから給与所得についてそれをとるといふことはちよつと考えておりません。

○高橋参考人 二分二乗方式の点であります、これは観念的に申します、妻の座というふうな点では非常に理解できるわけでありましてけれども、ただこれは、ストレートに税制に導入いたします場合には、やはり先ほど東畑先生のお触れになりましたように、結局高額所得者に非常に有利になるといふ点のマイナス面があるわけで、これは所得税の重要な原則である累進的な負担というふうなこととどう調整させていくかということが

問題にならうかと思ひます。したがって、私はそれだから全然問題にならぬということを言うつもりはありませんので、それを入れる場合にはそういう問題があることを十分留意して、そのマイナスを補うような措置をあわせて考えていかなければならぬのじゃないかというふうに考えております。

○貝沼委員 その次に、租税特別措置法の問題についてお尋ねいたしますが、現在の租税特別措置法は、税調の答申などによりまして、いつも検討が必要であるといふことはあるわけでありましてけれども、しかしながらその総ワグにおいてはちよつとも減っていない。減らさないみたいな方針のように受け取れるわけでありまして、今後はこれをもつと洗い直して、そして総ワグ自体を減らしていくような——政策目的に合致しないものはどんな再検討してこれをなくしていかなければならない、こういうふうな思ひわけでありまして、その再検討の強化という問題と、それから租税特別措置法というものが現在もう既得権化してある、こういうことに対して今後どのような方向で進められるのか、その点についてお伺ひいたします。

○東畑参考人 先ほど堀さんでございましたが、広瀬さんでございましたか、お話ししたのですが、総額を減少しないという問題は累年についての問題でございませぬ。四十六年度の改革についての話だ、ちよつと御了解願ひたいと思ひます。これはしよつちゅう検討いたしておる次第であります。総額が四千何百億にたしかになっておると思ひますが、いかにも多額の措置でありましてけれども、少額貯金の非課税という問題がございまして、それから生命保険の控除とか、その他いけば社会政策的なもので申します、そういう面についての額が相当大きい。所得税関係で約三千億ぐらになつております。税と、いまの貯金と生命保険と合わせただけでも千三、四百億になるかと思ひます。こういう特別措置は私は生かしてけつちよつちやないかと思ひます。それにはずれたような問題につきまして、先ほど申しましたよ

うに、交際費は逆特別措置であります。強めるといふこともありましようし、あるいは診療報酬の問題とかあります。いろいろと実にたくさんございまして、税調としては全部を検討することはできませんし、またあまり小さいものを検討する必要はないと思ひております。これからは経済の動きに依つてどうしても改廃する、これはもちろん継続していく所存でございまして。

○貝沼委員 最後に両先生にお伺ひしたのであります。この国税庁の調査によりまして、税法とかあるいはそれに類する文書の用語が非常にわかりにくい、これをわかりやすいように何とかできないかという声が圧倒的に多いわけでありまして、けれども、この辺についての配慮なりあるいは方向なりがありましてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○東畑参考人 いまの貝沼さんのお話しのとおりでありまして、私はここに法律的訓練がない男なので、一読わかつたことは一度もございませぬ。ただ、自分を標準として天下を批判するのもよくないのであります。おそらく私と同じような方が多いと思ひております。ただ考慮しなければならぬ問題は、悪いやつはさういふお話しで、いかにして税をのがれるかというのがいふことばかり考へておるといふ男もさういふお話しで、ね。そういうのうっかりつかまされてはかなわぬという、それで官僚諸君は非常に練るのですよ。その結果がこういうことになりまして、国民がみなソクラテスみたいな人間になつてしまえば税法は実に簡単になるのじゃないか、わかりやすくなるのじゃないか、こういうふうな考へております。

○高橋参考人 あまりつけ加えることはないのではありませんが、私も、財政なり租税というものを半ば商売にしているのですが、どうもこの法律は——私は経済学者なものでございましてから法律はとんとうとく、この税法の条文、実はきのうこれを届けられまして、これだけで意見言えといつても、改正案だけ読んでもよくわからないのであ

ります。半ばプロの私でもそういう感を持つので、もう少しこれはやさしくならぬものかというところを常々考へておりますが、これは関係方面にそういう努力をしてもらう以外にないというふうな思ひております。

○貝沼委員 以上で終わります。

○毛利委員長 竹本君。

○竹本委員 いま、税法を簡単に明瞭にひとつ書いてもらいたいという要望が出ましたが、ずいぶん昔の話でございまして、矢野恒太さんが所得担税論というのを言つたことがあると思ひます。はつきり論旨を覚えてませんが、大体のところは、税法が複雑怪奇であるし、それから——これはあとで御質問したいのですけれども、いまわれわれが毎年毎年、法人税だ、所得税だといろいろ改正を論じておりますが、そういうめんどうなことをやめて簡単明瞭にしたらどうか。大体国の支出といふものは全体の、今日いうGNPの割、したがって所得担税論で、所得税はあらゆる源泉において一割かたたらどうか。そうすると、それでその当時の計算では大体収支まかなえる、こういう案を出されたことがあると思ひます。それに関連して、いまの税法の表現を簡単に大衆にわかりやすくしてもらいたいという要望も出る。それから私のほうは少し角度を変えて、特に税調のほうをやつていただいております東畑先生にお伺ひしたいのです。

きのうも私は本委員会においてちよつと問題にしたのですけれども、たとえば関税税率法とか租税特別措置法といったような、特定の政策目的があり、そして大きく毎年毎年情勢が変わる、こういうものに対する税制の改正をやるというところはこれは当然だと思ひます。しかし所得税とか法人税とかいう、税法としても最も基本的な問題、また基本的なあり方に直接結びついた問題について、毎年所得税改正について税調が答申をされる。さらにそれを毎年法案を出される。毎年大蔵委員会が審議するといふことはどう考へても私は非能率的だと思ひます。もちろんこういう激動

期でございますから百年の大計というわけにはいきませんけれども、少なくとも数年間ぐらひはあまりいじらなくて済むような税法の根本的なもの一つ考えるということは不可能なのか、あるいはそういうことを考える余地はないのか。そういった問題について、税制改正を毎年審議するということはどう考えても納得できないと思います。が、どうでしょう。聞いてみますと、所得税の改正を毎年こういうふう論じているところは世界じゅうで日本だけしかないという、きのうも主税局長からそういう御答弁をいただいたと思うのですけれども、確かにこんなばかげたことを繰り返すということはどう考えてもプランメーションじゃないと思うのです。もう少し基本的な考え方はないものかということについてひとつ伺いたい。

○東畑参考人 竹本さんのお話、どうもいかにお答えしていかかわりませんが、とにかく国が変化しつつある、経済も変化しつつある、要求、必要というものもずいぶん変化しつつあるということになるものでありますから、毎年いろいろなことをやらざるを得ない。これはばかげたことではなくて、むしろ一國が隆々たるゆえんではないか。一ぺんきめたら動かさぬという、これは一種の停滞であります。それは困る。むしろこれは隆々たるというふうな解釈せざるを得ないのじゃないかと思う、ちよっと口幅ったいことですけれども。そういう趣旨でひとつ御了解願いたい。国会でも毎年いろいろな議論をやっておられるのですね、それとやはり似ているのじゃないかと思えます。

○竹本委員 この問題に関連してもう一つ、あまり議論をしなくてもいいかもしれませんが、物価の問題も、これも御承知のように千六百六十六億円の所得税減税をやっても、物価調整減税が七百四十億ある、こう言っているのです。これも私は、やはり物価調整減税という一つの体系、システムをつくって、もう当然自動的に出るような方法を考えたかどうか。すなわち別ワクにして――

所得税減税、そしてまたこまごましく計算をし直さなければ出てこないということではなくて、初めから別ワクにして、そして調整減税はこれだけになるのだということをきわめて機械的に算出していく。そういうふうになれば、物価はこれは世界じゅうインフレですから毎年上がるでしょう。したがって、五・五なんていつておられますけれども、こしもなかなか怪しいと思っております。が、とにかく物価にスライドして調整減税はこういう形で出す、したがって、体系としてはこういうふう別立てでやるのだというふうな考えは余り地味はないのかということはどうでございますか。

○東畑参考人 ある料金というふうなものは物価にスライドするということも可能だと思っております。が、所得税だとか法人税というものは物価の変動によつてずいぶん源泉が変わってくるのであります。それによつてスライドするということは、不公平を拡大するか公平を減らすかという問題があります。つまり税源が物価の変動とともに変わってくるので、どうしても毎年議論をせざるを得ないのじゃないか。それを一律に、所得分布がもとのままなら物価にスライドさせるといふことはもちろんおっしゃるとおり便法だと思えますけれども、そういかぬところが物価スライド論を直ちに採用できないゆえんじやないかと思えます。

○竹本委員 先生の御意見も一応ごもっともだと思つております。いろいろ情勢が動いておられますし、へたなことをすれば不公平が拡大されるという面もあります。そういう意味でお説もごもっともだと思ひます。それにしても先ほどの問題とからめて、毎年同じような議論をここで繰り返しておるといふことは、どうも私は少なくとも能率的ではないと思つております。先ほど申しましたように、それで世界じゅうが停滞しているかというところでもありません。世界の国々もみんな情勢に即応しつついろいろ考へて――ただその即応するのには、日本のように全力をあげて全部洗い直したいな形で毎年やらなければならぬの

か。あるいは変動する、動く部分だけを調整すればいいのであるかという問題について、やはり再検討する余地があるのではなからうかと私は思うのです。毎年これはお互いに退屈しないで済むのですけれども、ありがたいことだとも思ひますけれども、少し能率が悪過ぎると私は思うのです。一度基本的な問題を掘り下げていただくことができればありがたいという希望を申し上げて次へ進みたいと思ひます。

次に伺ひたい点は教育費控除の問題であります。御承知のようにこれはいろいろ議論がありますけれども、統計等を見れば、大体において大学なんかでいへば三十万円くらいはかかる。しかも家庭から学費をもらっているのが、アルバイトもあるし奨学金の制度もありますけれども、八割をこえておるようでもあります。しかも一般の中小の家庭といひますか一般庶民の家庭から申しますと、これはたいへんな負担であります。大体において教育費といふものは一〇%から一五%近くになっておると思つております。しかもこれから先、もちろん教育の必要なことはもう申し上げるまでもありませんが、一般の庶民の家庭においては教育を子供のために残しておく――美田を買ふことも不可能ですから、教育で残しておくということ以外には贈りものもできない、こういう情勢でございますから、教育国家の建設ということをおわれわれは特に言っておるわけです。そういう問題とも関連をいたしまして、いろいろこれは技術的にむずかしい問題があることもわかりますけれども、ことに今後の管理社会においては、人間の教養を豊かにするといふ以外には根本的な解決の方法はありませんから、そういう意味も含めまして特に教育に力を入れる。その税制的な表現として教育費控除といふものをぜひ考へてもらいたいという強い希望を持っておりますが、両参考人の御意見を承りたいと思ひます。

○東畑参考人 教育に非常に金がかかるというお話はごもっともなことだと思ひますが、教育費控除といふことをずっとやっていきますと、進学しない家庭についてはその控除がない、こういう大きな欠陥がございます。それよりも、あまりいろいろな控除項目を設けて税体系を複雑にするよりは、やはり扶養控除なり基礎控除なりの中に、いま竹本さんのおっしゃったような教育費控除という思想も含めてやりたい、こういうふうな考へておるのであります。

○高橋参考人 私も大体同じような意見なんです。今日教育費がぜいたくな支出ではなくて、いわゆる必需的な生計費の重要な部分を構成しているといふことは認めるわけですが、税制としてそれに対応する措置としては、やはり基本的な人的控除といふふうなものを引き上げて対応するといふのが一応税のほうの筋道ではなからうかといふふうな思つておるわけでありまして。そういう観点からすると、教育費控除というふうなもの設置については若干ネガティブになるのですが、ただこれが、最低限等が十分に引き上げが進まないといふふうな一般的な方法でやるよりも、むしろこゝういふ個別的な方法のほうがより実現に達成しやすいといふふうなことであれば、それは戦術的にある程度こゝういふ方法を考慮されるというふうな思ひます。それからなお、現在の税制の中で教育に關して設置されておりますのは、勤労学生に対する措置がありますが、これなどはどうも現在ほとんど機能していないといふふうに私は思つておりますので、しかるべき機会にこの再検討をしていただきたいと思つております。以上です。

○竹本委員 確かに若干の不均衡といひますか不公平が出てくる。進学しない家庭の問題が特に重要な問題になると思ひますが、政策目的といふものは、ある程度のアンバランスがあるからかえつて政策目的を達することになるのだという意味で、私はこの問題はもう少し検討する必要があるだらうと思つておりますけれども、私の意見の表明だけにどめておきます。

最後に、法人利潤税と申しますか、法人実在説に基づいて一個独立の企業体として法人を考へる、そういうような税制を進めたいかなければならぬ

らぬ、税調でもそういう御意見であつたように記憶いたしますが、この問題について両参考人の結論だけ伺つて終わりにしたいと思ひます。

○東畑参考人 私個人としては、いわゆる法人実在説といふか、これがやはり筋ではないかと思つております。ただ税制調査会では、過去十数年にわたりまして法人税の問題につきましては甲論乙駁、法人とは何ぞや、こういうことについての方々がきまつておりません。ただ法人といひましてもピンからキリまでございまして、株式を公開しておるとかという法人、これは数千だと思つております。それと九十万からあるいわゆる小法人でございまして、これを同じ法人として取り扱うのはいかであるかという疑問を持っております。これは商法その他の改正ということもありまして、問題は決して捨てたわけではありませんが、今後とも日本の、これは少し長い話になりますが、税制の、経済の発展ということも考慮した、法人税はそういう意味の企業差の検討を要することだ、そういう点においてはお説賛成いたします。

○高橋参考人 結局、日本の法人形態が非常に多様で複雑だといふところからきてゐるのだと思ふのです。したがつて、税制面でそれに対応する場合に、なかなか一つの考え方によりて実行できないといふことですが、基本的には、御存じのように擬制説的な考えが基礎になつていて、そこであるところから出てきてゐることは事実であります。その場合に、お話しのような利潤税の考え方というふうなものを導入して是正していくといふことは、私は十分検討されるべき問題ではないかといふふうに思つております。

○竹本委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○毛利委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人には、御多用のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

げます。

どうぞお引き取りただいてけっこうでございます。

本会議散会後直ちに再開することとして、暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後四時二十二分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。平林副君。

○平林委員 きようは私は、税に関する三つの問題を取り上げてまいりたいと思ひます。

初めに、所得税法の第九条第十一号、有価証券の譲渡所得は非課税であるということにつきまして、根本的な再検討を要求する意味の質問を取り上げたいと思ひます。

御承知のように、今度の国会には、国民の税負担の軽減をはかるために、所得税、相続税並びに地方税、合わせて約二千八百億円の減税案が提案をされておるわけでありまして、私に言わせると、全般で二千八百億円というのは数が多いようでありまして、税の自然増収が一兆四千億円をこえる中で二千八百億円でありまして、まだまだ足りない。また、かりに年収百万円の夫婦子供二人の世帯においてどのくらいの減税になるかといへば年間六千四百円でありまして、月に五百三十三円、毎晩の晩酌といふかなくとも、最近のピールの値上げなどを考えますと、かなりの部分が消えてしまふ程度の減税になるわけでありまして、おまけに物価の高騰、郵便料金、電話料金、それに健康保険料の値上げなどが続きますと、そうした減税はどこかに見えなくなつてしまふという程度になつてゐます。かりに春闘で多少月給が上がりますと、減税分はこの程度でございまして、

まぼろしの減税のごとく、見えなくなる。したがつて、納税者は依然として——かなりの減税をおやりになつたとお考えかもしれないが、二千六百万人も残る。私はこういう意味では、一般の国民の気持ちの中には税金に対するうらみというものは依然として消えることがないという認識に立つておるわけでありまして、そういう一般庶民勤労者の気持ちをさかかなでするような問題が、実は所得税法第九条第十一号の有価証券の譲渡所得に対する非課税の問題なんでありまして。

総理も大蔵大臣も御承知だと思ひますが、最近スーパーダイエーという会社が株の公開をやりました。スーパーダイエーは大体九百万株を公開いたしました。公開の価格は幾らかというところと四百五十円でありまして、つまり五十円の株券が四百五十円で公開をいたしましたわけでございます。所得税法第九条第十一号によりまして、これらにつきましての譲渡所得は非課税ということになります。この九百万株のうち社長さんの持つておられたのはおおよそ七百万株でありまして、つまりその差額換算をいたしますと合計でおおよそ三十億円の所得があつたのであります。ところが所得税法第九条第十一号に、有価証券の譲渡所得は非課税という便利な法律がございまして、三十億円の所得があつても税金は一銭も取られぬということになるわけでありまして。

このことは、昭和四十三年に、私が指摘をいたしました事件で赤井電機という会社がやはり株を公開したことがあります。このときは、社長さんは四十二億円の所得があつたのに税金は一銭も取られぬといふことがありまして、まことに税の面から考へてみて不公平でないか。一方においてはまだ減税が十分でないという気持ちがあるし、高々年収百万円の人の減税分もわずかだといふやうなところもつてきて、こういうように三十億円も、あるいは四十三年の例でいえば四十二億円も所得があつても税金は一銭も取られぬ、まるまるふところに入る、こういうような法律の存在といふのはどうも合点がいかぬ、こう思ふのでござ

います。

そこで私は、この有価証券の非課税措置をきめております所得税法第九条、これはこの際抜本的に検討を加える必要があるんじゃないかと考えるのでございましてけれども、総理大臣ひとつ御見解を承りたい。

○福田国務大臣 前座をいたします。

ただいま御指摘の有価証券の譲渡所得、これにつきましては、これは平林さんからもまた他の議員からも一両年前から御指摘がありました。私どもも考へておつたんです。これは例外がないという鉄則でもない制度でございまして、しかし、お話しのような株式公開の場合の所得、これに對してどうするか、赤井電機の問題が起りましたと、外に私ども反省させられたわけですね。そこで、例え、こういうのでござつて考へてきたんです。大体その措置を四月一日から実施したい、こういう考へておりましたところ、またお話しの方のダイエーの問題が起りましたとまた世間を騒がした、こういうことは非常に私も遺憾に思つております。しかし、もう指折り教へて余日ない。制度が改正されまして、さうな過当な利益をこの制度のあるがゆゑに現出するといふことはなくなる、かやうに考へておるんです。ただ、株式の譲渡所得、全廃するか、こういうことになるとこれはなかなかむづかしい問題で、これは平林さんにおいても御理解願へるんではないか。技術的にいひましてもむづかしい。同時に、資本の蓄積といふやうなことを考えますときに、この制度の根本をゆるがす、これは私は大問題だ、こういうふうには考へます。そこに手をつける考へはないのです。しかし現象として、これが結果において悪用されたといふやうな形になりますことは、これは国民感情としても許されざることであります。こういうふうには考へますので、その点は今後とも氣をつけてまいりたい、かやうな考へでございまして。

○平林委員 私はこの問題を昨年指摘をいたしまして、大体いま大蔵大臣が言われるがごとく、四

○細見政府委員　これは内部的にもまだ大臣の承認を得ていませんし、十分な相談はいたしており

の租税特別措置による減収額試算によりますと、
国税分だけで四千三百九十四億円になります。交

なるであらうということは間違いないと思います。

になるという試算まで出ておるわけです。

そこで、これを今日まで認めてきた最大の理由

は、つまり診療報酬、この改善、適正化、それができないものであるから、さしあたりかような措置をとらざるを得なかったという歴史的な事情もあるわけですね。ですから、私はこの際、総理、大蔵大臣にお考えをいただきたいのは、いっそのことその分を診療報酬の是正あるいは医師会が希望している方向に財源を振り向ける。そのかわり、租税特別措置のほうの分はこれを縮小するか、あるいは年限を切つて解消していくようにする。つまり、私に言わせると、総理大臣は二つうまいことをやることになる。大蔵大臣も同じです。租税の公平という点はそれで筋を通せる。片方は、社会保障のほうは増額をしたことのメリットである。一石二鳥じゃありませんか。ただこれをなくせ、なくせと言うから無理になる。その分の一千億円にならうとする財源を診療報酬その他のほうに振り向ける。そして片方はなくしていく。増収は九百億円入るわけですから、その分はないものと思つてそちらのほうに振り向けたらいいかです。つまり、租税の公平の原則も立つし、総理大臣は社会保障のほうについて一千億円ばかりふやしたという名前もとれるし、ぐあいがいいじゃないですか。こういうことはいいがよしうか。

○佐藤内閣総理大臣 伺う限りではたいへん名案のように思います。しかし、関係者が非常に多うございますから、そこらでよく話し合うというか、やはり各層の方々の御理解を得ないと、いまだただお医者さんのところだけの問題ではないので、なかなか複雑な問題がありますから、簡単にいまでは名案だと言つて賛成もできないような点があります。私は、まあこういう事情がいろいろある。最近では各党で御心配をいただいた農地法の是正ですね、買収したものと、あと、超党派で、しかもあまり政争の具に供しないという立場で、お互いに話し合つて一つの案をきめようとしておられるのですが、やはりそういうように、診療報酬制度の問題になつてきますと、いろいろ支払い側、これは民間ですね、政府の場合とだけではないに。また企業主の側もありますし、

また同時に薬屋の問題もございますし、いろいろからみ合つておる、かように思いますので、その点をよく理解がいくように、もう少しやはり簡単にでなしに複雑に取り扱わなければならぬ問題もあるように思ひます。私は、ただいま言われるように片づけたいへんけつこうだが、どうもそれだけでもないのじゃないか。実はたいへん慎重にこの問題と取り組んでおる、そのことの一端をいまいかな表現で披露しただけでございます。

○平林委員 総理大臣、半分逃げ腰だよ。おしりがうしろのほうにいつている。そんなことをしたらだめですよ。早急に何らかの改善をすべきだ。野党である私がこういうことを言つておるときに、何らかの改善措置を講ずるということは必要なんじゃないですか。あなたはあまりいろいろなことを考え過ぎるからだめなん、せつかくの名案も生きてこない。大蔵大臣、どうですか。

○福田國務大臣 まあ、この問題の最終的な処置ということを考えれば、やはり一方においては医療費を増額する、一方においては特別措置をやめる、こういうことだろうと思つております。ところが、その医療費の増額にいたしまして、技術料の評価というふうなむずかしい問題があります。そういうものをどういふふうな評価をいたしますか、そういう辺でもなかなかむずかしい問題があるわけですね。と同時に、やはり適正な技術料の評価というふうな問題も、これは医療制度の抜本改正とからまる問題であらうか、こういうふうな思ふのです。私は率直に申し上げまして、大蔵大臣として税に関する部面が一番頭の痛いのはこの問題なんです。どういふふうな始末をしていくか。総理大臣は昨年の国会におきまして、この場で非常に前向きな姿勢を示されておるわけですが、さて、その前向きの姿勢を今度はどういふふうな具体化するかという点になると、なかなかさう簡単な問題でもない。しかし気持ちは、私は皆さんの気持と同じで、何とかしてこれは是正しなければならぬ。その機会をどういふふうにとらえるか、そのプロセスをどういふふうに進んでいく

かというところが問題である。こういう段階にこれは来ておるといふふうに理解をいたしておるわけでありませう。

○平林委員 時間もありませんからこの詰めはなお後に譲るとして、最後に一言。

第三の問題は、実は日本の広告費の問題であります。日本の広告費は幾らあるか。昭和四十五年十二月二十二日に電通が発表したところによりまして七千五百二十四億円、前年に比して一八・九%の増加であります。異常な伸びである。その七千五百二十四億円のうち、新聞関係が三五・三%、テレビが三二・四%、雑誌が五・五%、ラジオが四・五%。圧倒的に多いのは新聞とテレビであります。つまり、現代の国民は空気に公害と広告の中で生きておる。昭和三十年当時わずか六百億円であつたのが、ここの三十年の間に十二倍になつたのでありますから、まさに私はそういうことが言えるのじゃないかと思ひます。テレビを見ると、薬の広告のごときは、その薬に対して信仰に似たようなものを持たせるくらい、何回も何回も繰り返して私たちにその薬を飲むように迫つておられます。化粧品だってさうです。たとえその原価が幾らであらうと、同じであらうと変わりがあらうと、化粧箱をよくして値段を高くして、高級品のイメージを与え、消費者に優越感を与えて、美しくならうとする者から高い金を取つていくために広告が使われておる。ある意味では広告という魔術、あるいは広告という手段で錯覚を起こさせるような宣伝が横行している私は考えるわけでありませう。そこで、実際の問題は、今度の税法の審議の中である程度規制をすべきであるという世論が高まりまして、なお政府は改善措置を講じたのでありますけれども、広告費の場合につきましてはまだ何の手もついていません。広告費と交際費とはどこが違ふのか。つまり、売り上げを上げようという点において企業が努力をする。一つは広告費に使い、あるいは交際費で売り上げを上げようとする。その末端の行動においては全く同じ効果をもたらしているわけなんです。さう

いうことを考えますと、私は、今日の広告のはんらんということに対しては、交際費と同じようにある程度の規制を必要としておるのではないだろうかと思ひます。あるいは、もちろん広告したために売り上げが伸びて、それでコストダウンをした、こういうのならまた私歓迎であります。さういふ例があるかといふとない。広告したことでもつてメリットが大量に与えられたか。さうじゃない。むしろ高いものを結果的に押しつけられるといふことを考えますと、この際、私は広告という問題についてあらためて見直す必要がある。七千五百億円というところは国民一人について七千五百円広告費を担当している。一世帯でいけば年間三万円ずつのおおの広告は負担している。それを消費者は価格の中で消化しているわけですね。総理大臣はしばしば物価の問題をいつて、消費者の態度にも責任があるといふことをよくおっしゃるわけですね。一方において、テレビ、新聞を通じて、あれを買え、これを買え。買いたくなる、ほしがるようなことをさんざんさせて——総理がやるわけじゃないが、さういふのを野放しにしておいて、一方で消費者の態度が悪いといつたつて始まらないじゃないですか。ですから、私はさういふことを考えますと、一定の基準をこえる広告費についてはやはり規制をすべきである。何で規制をするかといへば、やはり交際費と同じようにこれに對し税を課する。一定の限度をこえたものには交際費と同じように広告費についても規制を加える、こういう措置をとるのが必要でないか。総理大臣、さうでなかつたら消費者の態度が悪いなんてしからないでもらいたい、こう思ふのです。いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 平林君なかなかうまく説明しておられるから、広告の悪いところばかりを拾い上げられたように思ひます。やはりいいところもある。そのとおりなんです。したがって、いいところもあるという意味から、おそらく一定の限度というものを定める、こういうのだからと思ひ

ます。その一定の限度がたいへんむずかしいんじゃないでしょうか。いま情報化時代だといわれている。そういう際に情報化を制限しろ、そういうことがたして可能かどうか。ただいま最もけしからぬと思うのは、虚偽の広告あるいは誇大広告、そういうものは取り締まる方法があると思います。しかしどうも、広告は全部いかぬからこれからは税金を取って、そうして広告をやめるような方向に指導しろとおっしゃるのはいかがかなと、まだちょっと賛成しかねているのです。しかし、いまの、おそらく国民もそうですが、私自身も実は広告にはほんとうに困っているのです。とにかく美しい自然もこわされる。どこへ行ってもあくだい広告が次々に並んでいる。テレビをひねってもそれが出てくる。もう少し何か、もっと広告するにしても快適なものがないだろうか、かようにも思いますが、どうも情報化時代にこれを取り締まることはむずかしい。取り締まるんじやなくて、いまは税でとおっしゃる。それは一定の限度、そういうものが一つ加わっていることはわかります。ただ一定の限度とは一体何かということになると、大蔵当局が困るんじやないか、かように思いますが、しかし、私はいまのお話はわれわれにももちろん責任があると思います、これらの点についてはよく考えて、そうして広告の適正化をはかっていく。これは私、広告とそれから一般の交際費と一緒にできない、かように思っております。その辺のところはどういうようにかみ合っていると思いますか、これはまたお知恵も拝借したいと思えます。一方だけではない、いまのような議論をするわけじゃありません。御了承いただきたいと思えます。

○平林委員 いずれこれは具体的な資料を通じて、もう少し広告の価格に占めるウェイト、あるいは広告というものがどういう企業に偏しているかという実態が明らかになれば、総理のお考えも変わってくると思います。いずれこれはまた詰めてお話しをしたいと思います。

○毛利委員長 阿部君。

○阿部(助)委員 総理にお伺いをしたのであります。私、先日も当委員会で企業の引当金あるいは準備金、この問題についてこの委員会でいただいたのであります。いま貸倒引当金、退職給与引当金、賞与引当金、価格変動準備金、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、この六つを合算すると、これは財政投融資の総額よりも大きな金額になるのです。たとえば四十四年に例をとりますと、この六つの引当金、準備金の合計が三兆八千七百一十億であります。その年の財政投融資が三兆七千七百七十億でありますから、はるかにこれは上回る大きな金額が社内留保ということになっておる。そこで、私昨年の本会議で総理にお尋ねをいたしました。特に銀行の貸倒引当金等は、実態はほとんど貸し倒れというものはない、〇・二%前後しかない、こういわれておるわけでありました。したがって、総理もこの質問に対して、検討する、何らか手直しをするということをお明されたわけでありました。当然ことはその手直しがあるであろうと期待をしておったわけでありましたが、残念ながらことしは見送られて、来年からは直されるといふ大蔵当局の答弁でありますけれども、昨年は総理もそうおっしゃった。そこで、ことし実行されないわけでありましたが、来年はこれは何らかの手直しを命じられることと確信をいたしておるのであります。そこで総理からももう一度はっきりと説明をいただきたいと思うのであります。

○佐藤内閣総理大臣 阿部君もすでに大蔵当局の意見は聞いたとおっしゃる。そのとおり大蔵当局も、四十七年、この辺でこれらの点についてよくふしうしよう、かように申しておりますから、おそろく皆さん方の審議を通じての御意見は、大蔵当局のその扱い方にも取り入れられるんじやないか。私はそれを期待いたしております。

○阿部(助)委員 何か総理のおことば、だいぶ後退したみたいな感じも受けるわけでありましたが、最高責任者である総理から、これは手直しすべきであるという命を下すが当然だろうと、こう思うのであります。もう一度その辺明確に。

○佐藤内閣総理大臣 大体、各省の自主性を重んじて、なるべく各省でやってもいい、かように思っていたんですが、特に重大な問題だから総理からはっきり言え、こういうお話ですから、いま大蔵大臣と話してみると、これはやる決意でございますというところから、さよう御了承いただきます。

○阿部(助)委員 大蔵大臣に。それでは手直しをする、検討するとおっしゃると、これは当然私は実情に見合っておやりになることだろうと思えますが、その点はいかがですか。

○福田國務大臣 そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 まあ特別措置全般を見まして、先ほど平林委員からのお話もありますように、いろいろと減税措置を講じておられるわけでありまして。ところが農業課税の場合には、低いといわれる、たいへん税金がきついといわれる労働者の課税最低限をまたはるかに下回っておられるわけでありまして。これはちよつと古い四十四年の農林省の農業経済報告であります。農家の家計支出は標準世帯で百八万、現金支出で八十五万であるのに、この四十四年の課税最低限は六十四万九千円ということになっておる。これは必要経費に課税がされておるのではないか、こういう疑いすら持たざるを得ないわけでありまして。これはやはりこの課税最低限を勤労者の側に引き上げる、その努力はなされるのが当然じゃないだろうか、こう思うのであります。総理の御見解をお伺いしたいのであります。

○細見政府委員 いまの課税最低限の違いを御指摘になったところは、給与所得者については給与所得控除があるし、事業所得者についてはそういう控除がないので、したがって課税最低限の高さが違つておるといってお話ございました。後者の農家家計調査の御議論につきましては、これは先般申し上げておりますように、いわゆる最低生活費というものをどのように判断するかということにつきましてはかなり判断にわたる事柄がございますので、なかなか一義的にはきめがたい。

ただ、最低生活費を上回るような形で課税が始まっていこうというところは望ましいということをお願いしているわけでございます。

○阿部(助)委員 やはり農家の生活態様も逐次変わっております。テレビも備えなければいけぬ、いろいろな子供の教育費も昔のようなわけにはいかないというような点で、生活費は上昇しておることは御承知のとおりであります。そうすれば、この現金支出よりもはるかに下回るといふような課税最低限、しかも労働者の課税最低限から見ればはるかに低い最低限に押えておくと理由には私は成り立たぬと思うのであります。総理は当然農民のためにも、また大蔵大臣は、だれよりもだれよりも農民を愛するといふ大蔵大臣のお考えから、私はこれはそれに近づけるといふことが当然であると思ひますので、もう一度総理からお答え願ひたいと思ひます。

○福田國務大臣 農業所得の問題につきましては、いま給与所得との関連においてお話があったわけですが、これはクロヨンということもまた逆にいわれておるわけなんです。またそういうことも考えなければならぬ問題か、こういうふうに思ひますが、農家といわず、いかなる階層に対しまして、私は今後所得税の減税というものを考えていきたい、そういうふうに考えます。そういうような見地から、将来の減税、とにかく所得税についてこれを推し進めるといふ中においていま御指摘の問題を解決していく、こういう考えでございます。

○阿部(助)委員 大臣、いまクロヨンとおっしゃいましたが、これはこの前のこの委員会でもいろいろと論議されて、その実態はつかめないし、大蔵省はそういうようなクロヨン等のうわさは極力消すように努力をするという約束はしたばかりなんです。そうではない。ほんとうに農業の不公平、特に大きな資本にはこれだけ大きな特別措置でまけてやっておるといふことを見れば、私はこの最低限は当然引き上げるべきだということを

申し上げているわけでありませう。

時間がないので最後に、はしよりますけれども、総理がいままで各委員会でお話しになつておる物価政策、物価に対する御答弁は、集約をいたしますと、私もいろいろな委員会や何かのを読ましていたいただきました。一つは、物価問題は当面の政治の最重要課題である、こうおっしゃつておる。また一つは、経済が成長する以上ある程度の物価上昇はやむを得ないとおっしゃつておる。また予想以上の高度成長を遂げたために、志に反して物価もまた上がつてしまつた、こうおっしゃつておる。また四番目には、物価抑制は佐藤内閣の公約だが、わが国は計画経済、統制経済ではなく自由経済であるから、政府の施策に限界があるというふうにはばかしてもおられる。そして物価抑制には最大の努力をする、こういうふうにおっしゃつておるといふに、私はいろいろのを全部集約してそう感じたわけですが、これは大體間違ひございませんか。

○佐藤内閣総理大臣 よく読んでいらつしやる、よく理解していらつしやる、かように思います。○阿部(助)委員 そうしますと、結局、これを読んでみると、国民は、佐藤内閣は物価を安定させようとしておるのかどうかかわらない。一番問題は、高度成長したから志に反して上がつた。自由経済だから政府としては物価抑制に限界がある。こうおっしゃられると、これは結局全部しり抜けになつてしまつておるのではないか。時間がないからはしりますけれども、いま日本の経済が自由経済だ、こうおっしゃるけれども、政府の国家経済への介入は決して古典経済のいわゆる自由というものとはたいへん違ふ。われわれのことばで言うならば、国家独占資本主義の時代だ、こういう言い方すらも出るほどに、国の政策が強く介入しておるわけですから。それは特別措置だとかあるいは輸出振興だとかあるいは海外援助だとか、例をあげれば数限りなくこの政策は経済に介入をしておりまして、ただ自由だといふことは少し言ひのがれにすぎないのではないだろうか、こういう

感じを受けるわけでありませう。

佐藤総理が池田内閣にとつてかわられるときも、安定成長、そしてひずみの是正、人間尊重という、この三つがスローガンというか、政策の中心だつた、こう思ふのであります。そうすれば、物価というものを安定させるのかどうなのか、もう少しはつきりと国民にわかるように、政府から、総理から言つてもらいたい。これをあまり押えつけると失業が出るから困るとかいう意見もあります。それならそれで、物価は安定しないのだということなら、この程度まで上がるのだということならわかるのであります。政府の見通しはあまりにも狂ひ過ぎる。そして国民の物価に対する関心は強いにかかわらず、さつき申し上げたように五つもあつたこつちだと言つておられるのは、国民には、物価を安定してもらへるのかもたないのか、これがわからぬわけでありませう。時間がありませうから、総理から端的にひとつ御答弁をお願いしたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来おあげになつたことは、よく御理解をいただいた、かように思ひますが、ただいまのようなお尋ねが出るのを見ると、まだ大事などころが抜けていたな、かように思ふのです。大事などころとは一体何か。それは政府の、物価の水準ここに押えたい、こういうものがあるのです。それがどうも抜けていた。それがそのとおりいつていないのですから、いろんな実情に沿つた説明をしていく。ただその説明だけで、大事な目標の五・五とかいうようなものを落としておられるからいまのようなお尋ねが出るのだらうと思ひます。これからは私のほうも、目標を定めたそれを実現するようにあらゆる懸命な努力を払つていくといふことでありませう。

○阿部(助)委員 それでは今年度の目標五・五といふのが守れるかどうか。もう一つは、五・五といふ数字、物価はたいへん高過ぎるわけでありませう。預金が五・七五とおっしゃるけれども、税引きでいくと四・六だと大蔵当局は言つておるわけ

であります。そこで一番問題は、物価が上がつて損をするのはだれなのか、得をするのはだれなのかといふことを、はつきりと総理も見ていただきたいのであります。先日ここで銀行問題について質問したとき、百万円以下の勤労者の貯金がおおむね三十兆円、そして東京証券の一部上場の企業が融資を受けておる金額が三十一兆でありませう。片方では物価が上がるによつて、貨幣価値の下落によつて、これはたいへんな損をするわけでありませう。そしてその損はどへいつたか、こういうことになると、これは結局融資を受けておる大企業、大企業は忠実である姿を露呈しておるのではないか。五・五%が守られるかどうか。この五・五%でも高過ぎるのではないかといふことを指摘をしたいわけでありませうが、いかがでありますか。

○佐藤内閣総理大臣 いま申し上げますように、目標なしにどうも政治をやるわけにいかない。そして一度にそれを三・五くらいにすることができればそれにこしたことはございません。しかし、そうも言われるが、理想的とでも申し上げますが、理想的な物価上昇率は大体三・五くらいだろ、そのくらいの上昇はまああつてもしかたがない。健全な経済発展のもとにおいては望ましいことだらう、かように思ひますが、いきなり三・五といふわけにもいきなり。そこでこゝしは五・五、またさらに下げていけばその次は五%、あるいはそれを切るようにだんだん下がつていくといふ、そういうような努力をしていかなければならぬと思ひます。これはそういうことで内閣の閣僚の意向、意思は大体統一されております。だから、いま言われるように五・五、これが守れない、またそれをもつて永続的な目標数字だ、かように考えられると、私どものいまとつておることとは違ふわけでありませう。私どもも五・五、これはとにかくそれに近い数字に何としてでもしよう。そして、それを実現すればさらに下げていく、こういう努力をしよう。ただいませつ々しく努力している

最中でございます。

いわゆる経済成長にいたしましたしても、最近のうな一國経済だけではないに國際的な經濟影響を受ける状況のもとにおいて、日本だけがただいまのような物価の上昇をある程度にとどめたいといふことは、これはまた別な意味からむづかしい条件が、国内だけの問題でなしに一つ加わつたように思ひます。ましてや日本のような場合には、原材料は外国から持つてくる、そしてそれに加工をして貿易で日本の經濟をまかなつておる、こういうことを考えますと、どうしても物価の上昇といふものが各方面からいろいろな影響を受ける。したがひまして、これはなかなか困難なことだが、ただいまそういうところを目標にしてやつておるのだ。それでなければ、阿部君が御指摘になりましたように、利子よりも高い物価上昇、これはたまたまぬじやないか、こういうことにもなるうかと思ひます。また物価上昇、これは高いからといふので、片一方で所得政策といふようなものも云々されますが、これなども、物価上昇でその結果賃金は上がったが、どうも實質賃金は上がつてないのじやないか、こういうような問題も起きております。したがつて、やはり經濟が安定する、物価も安定する、こういうものとお互いの生活にも幸いするのじやないか、かように思ひますが、お互いにやはり協力して、なるべく物価が上らないような方法を考へてみたいものだ、かように私思つております。ことにいま申しました國際的な影響といふものを念頭に置いてこの問題と取り組まないと、なかなかできないように思ひます。

○阿部(助)委員 私、これで終わりますけれども、総理はだんだん下げていくと、こうおっしゃるけれども、佐藤内閣になつてから、物価は目標をはかるかにこえてだんだん上がつていく。昨年は四・八といふ目標が今日七・七といふわけておる。またことしの目標は昨年よりもはるかに高い五・五に目標を置かれておる。努力はするけれども物価は安定をしないのですといふふうにおっしゃるならばわかるけれども、外国の影響だとかいろいろ

るおっしゃるけれども、物価が上がつて迷惑をし、損をするのは勤労大衆だという点をひとつ念頭に置いて——巨大企業の利潤の拡大にあらゆる政策の目標や力点があるのではないかと感じる国民は受けるわけでありまして、努力は否定しませんが、私も総理から国民に対してはもっと明確に、上がるものは上がるのだ、努力はするけれどもこうなるのだというのなら私はわかります。安定に努力します、努力しますだけで、何か安定させるような幻想だけを与えるということとは政治の不信を買うもどかという事で、私はこれを御指摘を申し上げたのでありまして、私の質問をこれで終わります。

○毛利委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 きわめて限られた時間でありまして、私は二点ほど伺いたいと思います。

その第一は、租税特別措置の中の少額非課税貯蓄の拡充措置であります。これは、これを否定するものではありません。少額非課税は非常に大事な措置でありますから、否定するものではありません。大蔵大臣が貯蓄の奨励ということに大きく取り組んでおられるという点もよく承知しておりますし、私も同感であります。しかし、今度の措置によりまして、ほんとうに少額貯蓄者が保護されるのか、あるいは一部高所得者が保護されるのか、こういう点を考えてみますとちょっと疑問に思われる点がありますので、この点をお伺いしたいと思います。

大臣にお伺いしたいまず第一点は、この少額貯蓄非課税限度額を、今度百万円を百五十万円に引き上げた、この根拠、理由をまず伺いたいと思います。

○福田国務大臣 この制度は四十年から百万円というようになっておりまして、以来ずっと据え置きとして今日に至っておりますが、その間、御承知のように経済事情は非常に大きな変化をしているわけです。そういう経済事情から考えますれば、今度非課税限度を引き上げるといふ場合に五十万円というのでは足りないという

ふうには思うのでありますが、しかし、とにかくいま松尾さんのおっしゃるような感觸を持つ人もこれあり、まあ五十万円どまりということにいたしましたわけなんです。二百万円説ということもあつたわけなんです。百万円引き上げて二百万円にしたらどうだという考え方を申す人もありました。まあこの際は五十万円、こういうことにとどめた。そういう感じをもちまして五十万円引き上げ、百五十万円、それで郵便貯金のほうもそうする、国債のほうも調整をとる、こういうふうにしたわけでありまして。

○松尾(正)委員 事務当局にちよつと伺いたいのですが、現在の一人当たりの貯蓄額と、それからそのうちに占める百万円以下の比率はどうなつていますか。

○細見政府委員 四十四年で一世帯当たり平均……(松尾(正)委員「個人です」と呼ぶ)これは貯蓄動態調査というのがどうしても世帯単位になりますので、全体の貯蓄というのになりますと世帯単位。いまおっしゃるものを少額貯蓄非課税の利用状況ということになりますと、これは個人でありますからその意味では個人で申し上げますと、四十五年の少額貯蓄非課税を利用しておられる一人当たりの金額は二十万五千円というふうな数字になつております。ただ、これを四十年から比べてみますと、四十年が約十三万円でございますので、六、七割の増加という数字になつておるわけでありまして。

○松尾(正)委員 百万円以下は……。

○細見政府委員 御質問の趣旨が必ずしもくみ取れないのでありますが、これは当然に百万円以下の貯蓄というわけなんです、一人当たりということになりますとそれが二十万五千円というわけでございます。

○松尾(正)委員 非常に事務当局で、この少額貯蓄非課税、少額貯蓄者を保護しようという趣旨で設けられたものが、きわめてその資料がいまいだ、こういうふうには私感じます。この前ここで預金保険法を審議しました。このときに、保険の保

障限度額を幾らにするかということで相当やりとりしたときに、全国の預金保有者というものの平均が百二、三十万、こういうことでありましてけれども、それは平均であつて、それじゃ百万円以下の保有者はどうかというと、九七%が百万円以下で、三%しか百万円をこえている預金者はないわけなんです。その三%の限られた者はまあ自力があるから、保険の保障としては百万円の限度をきめればおそらく大部分の人は保障されるんだ、こういう意味で預金保険法案は私も納得しているわけなんです。そういう点を考えてみますと、わずか三%のためにいま——全然非課税でなかったものを、ここで百万円なり百五十万円をきめる場合でも、百万円の限度でいいではないか、こういうことになりまして、現在百万円で非課税措置が講じられておるわけなんです。低所得者はこれで十分守られておる。ところが今度の措置によつてこうなるわけなんです。少額貯蓄者が百五十万円、それから国債が百万円、それからもう一つは郵便貯金が百五十万円、合計一億四千万円以内は非課税、こういうふうな考えをみますと、今度のこの五十万円の引き上げというものは、これは明らかにわずかに三%足らずの高所得者に対する措置であつて、これは国民感情としても納得できないであらう。午前中に両参考人が参りまして、税というものの対してはとにかく公平でなければならぬ、国民合意でなければならぬ。特別措置については、もう国民合意でないものはこれは考えなければならぬ、こういうことを口をそろえて両参考人も言つておりましたけれども、この点について大蔵大臣、いかがでしょう、先ほどの二百万円説もある、三百万円説もある、こういうお話ですけれども、その論拠をひとつお伺いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 結局、いま松尾さんもお触れになりましたが、今度の免税措置によつて、いろいろ組み合はせまして四百万円までいけるのです。その四百万円という程度の貯蓄は一体どうなんだ。とにかく国民の大多数が、家を持ちたい、どんな

んアパートができる、その一角を自分のものにした、そういう希望を持っておる。また、多少余裕のある人は、五十坪、百坪の土地に二十坪、三十坪の家を建てたい、こういう希望を持っておるわけなんです。そういう希望に対しても、これは明るい見通しを与えるということが妥当じゃないか。そういうことを考えますときに、いままでの諸種組み合わせの最高限の免税が二百五十万円だった。これじゃちよつとそういうわけにいかぬじゃないかというふうなことも考えながら、四百万円、これを用途に郵便貯金、国債等も含めまして引き上げを行なつた、こういうふうな御理解でいつていただきたいと思ひます。

○松尾(正)委員 総理に結論を伺いたいのですけれども、いまお聞きのとおり、百万円の限度額で、引き上げなくても二百五十万円以内のものは守られるわけなんです。これをさらに引き上げようというところが問題だ、私はこう言つておるわけなんです。それで御承知のように、いま物価の問題も指摘されました。そうして五・七五%という貯蓄者が非常に高額の貯蓄をしておるにもかかわらず、元本的には物価の上昇で損をしておる、こういう実情がある。こういう中で、引き上げなくても守られるものを、一部の三%足らずの者を守るといふこのところに私は問題がある、こういう指摘であります。

この点について結論を総理大臣に伺いたいのですが、その前に、いま言つたような物価上昇がございます。ここで、総理としては努力をしているといういま返事を承つたわけですけれども、十八日の新聞にこういうことが報じられております。というのは、電電公社の電話料金、いわゆる一〇〇番の夜間——夜間一〇〇番で申し込んで、それで夜間の電話料金が今まで割り引きになつておりましたけれども、これを廃止する意向だということを経営の総裁が発表しております。これらについてはもう、電報電話料金等は当然物価を政府が引き上げることになりますから、これは考えなければいけない。さらにその上にこの非常に

ウエートの高い夜間割引料金を廃止しなければならぬというふうな状態になると、ますますこれはいまの五・五%というものはたいへんなことになる。こういう意味から、この夜間割引料金の廃止ということに対して、まだ決定はしていないと思ひますけれども、一応総裁が発表しておることですから、総理としてはこういうことはぜひやめたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いま初めて、米澤総裁が発表した、こういうことですが、まだ私の耳には入っていません。また、私の耳に入ればもちろんさうなことは許すはずはございませんから、これはいまだにかく発表された直後であるという、そのことだけ伺つて、私のほうもよく取り調べてみます。そして御期待に沿うように、まあさうなものには上げないようになりたいものだ、かように思つております。

○松尾(正)委員 少額貯蓄非課税措置の今度の拡充措置に対して次に総理のお考えを伺いたいのでありますけれども、これはいまやりとりで御承知のとおりと思ひます。これとあわせて最終的に伺いたいことは、この租税特別措置の中に、いま私の指摘しております少額貯蓄非課税措置が、あります。それから先ほど問題になりました社会保険診療報酬の制度もあります。さらにその他金融機関の貸倒引当金等、これらはことごとく問題ではないかというところで、この委員会のつどいここで指摘されておる問題であります。こういうものが含まれておるこの特別措置については、徹底してこれは洗い直さなければならぬことは当然でありますけれども、将来、このワケについてはぐつと検討して狭めていかなければ、縮小していかなければならぬ、こう考えるわけでありまして、この点をあわせて総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いまだにかく物価が高い、そういう意味から、貯蓄してもどうも金利がその下だ、それよりも低い、そういう際に貯蓄する者

がなかなかないだろう、こういうことがまず考えられる。そういうことを前提にすると、どうも貯蓄ということがあまり意味を持たないから国民に幸いしないという、こういうことにもなるうかと思ひますけれども、私は先ほども申し上げるように、ただいまの物価、これは五・五%というのが目標でありまして、これは永続することは望ましいことではあります。したがつてこれは下げるということではありません。したがつてこれは下げる意味から、いまの金利との間のバランスはきつととれる。また国民もそういうことを考えるがゆゑに、不時の際の必要のために貯蓄するということが、こういうことだと思ひます。したがつて、先ほど来、五十万引き上げてみて、その貯蓄をする人は非常に少ないんだ、そのために特別便宜をはかるということはどうかという松尾君の御意見でございまして、私はこれはそれなりに意味があるだろう。やはりそのもとをただすか、そのほうに力を入れるべきではないだろうか、かように思ひます。われわれは、できるだけ貯蓄をしていただく、また財産がふえるようなそういう指導というか、国民の考え方にあつてほしい、そういう意味の政治をやるべきだ、かように思ひます。ただいまの百万円が百五十万円になることは、むしろ数は少なくとも望ましいことじやないだろうか、かように私は思つております。

また、その他の特別措置の問題につきましては、もともと租税特別措置というものは、これはあまり好ましい状況のものではありません。ただ、特別な政治的意義があつて初めて特別措置が生きてくるのでありますから、租税特別措置が、そういうものが明確でないものにそのものがまんべんなく行なわれるということは、私はあまり好ましいことではないと思ひます。だから、新しく特別措置をふやすということはなるべくしないほうがよろしい、かように思ひますけれども、しかし貯蓄の奨励の特別措置、これはたいへんけつこうじやないか、かように思ひますので、その措置はひとつやることを御承認願つて、その他

の、先ほど来言われている貸倒準備金その他の引当金、積立金等には、あるいはそこまでめんどろを見なくてもいいものがあるのではないか、そういうものをあわせて大蔵省でもいろいろにらんでおるだろう、また研究しておるだろう、かように思ひます。これは大蔵当局の結論をひとつ待つていただく。私は、先ほど来お話のありましたことは大体私も同じような気持ちではありますけれども、ただこの貯蓄に関する限り、やはり百万円を百五十万円にするのは御賛成願えないか、かように思つたわけでございます。

○松尾(正)委員 少額貯蓄そのものの非課税措置は、私は否定するのではないというところは冒頭申し上げたとおりなんです。ただ、総理がき違えておると思うのですけれども、現在九七%の百万円貯蓄の保有者を、これをわずかに三%のために百五十万に引き上げることに問題がある、この指摘しているわけなんです。総理は理解してくれと言ひすけれども、これは、私は理解できても、全国民感情としては理解できない、こう思ひますので、これはひとつお考え直していただきたい。これは納得できません。

それから、時間が来てしまつて非常に残念ですが、現在公害が、政府でも力を入れておりますけれども、どんどん進行していく状況はこれは免れません。したがつて、規制法でいま規制しておいても、規制以内で工場が稼働しておつても、空気が汚染されるし、水は破壊される。こういう状態を考へますときに、アメリカではナショナルゴールに關するリサーチスタッフの七月報告の中で、とにかくこれに対しては、公害を除去するために企業責任として放税のものを取る、こういう方向でいま検討されているというところであります。私も、現在の規制範囲内では年々空気が、水が汚染され、破壊されていくことを考へますと、どうしてもいまの規制範囲内では不十分だ。したがつて、これに対して企業責任を持たせるために公害税ないし放税のものを検討すべきときではないか、こういうふうにか考へるわけでありま

す。さらにこまかい点を詰めたのですけれども、総理のお考えを伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いろいろお考えの末、ただいまのアメリカの例をお話になつたのだらうと思ひます。私はどうも、結論から申しますと、アメリカのやる公害税、これはどういふ税か私にもまだわかりませんが、どうも税金を取るといふことがどういふ効果をたらすのだから、どうも結論としてちよつと簡単には賛成しかねる。私は、公害発生源者がやはり公害防止の責任がある、そのほうでひとつ力を入れてもらいたい、かように思つておりますけれども……いまの公害税というものが一体どういふ働きをするのか、あるいは自動車あたりの排気ガス、そんな場合に公害税というふうなものでも課すつもりなのか、そのところはちよつと私にはわからないんです。いま全面的に企業者自身が公害防止の責任がある、そういう方向でやはり処理する。しかしどうもその企業者責任だけで片づかない、小さな責任者が多数いる、こういうような場合にたゞいまのような問題があるのがある、こう考へるのです。もう少し実情を研究していただいて、この問題と取り組ませていただいて……。その結論にはまだまだ賛成しかねるということだけ申し上げておきます。

○松尾(正)委員 以上で終わります。

○毛利委員 坂井君。

○坂井委員 二、三お伺ひしたいのでありますけれども、短い時間でございますので、大蔵省の、今後の方向なり、また総理、大蔵大臣の御見解を伺つておきたいと思ひます。

一つは課税最低限の問題でございますけれども、わが国の一人当たりの国民所得、また蓄積水準が欧米諸国から見て非常に低い。また所得階層分布を見ますと非常に著しく下寄りである。ですから所得税の負担が底辺層に非常に重くかかつておる。また最近における物価の上昇等を勘案いたしましたときに、ただこの数字的な対比だけで課

税最低限の高低を論ずることは間違いないであろう、私はこう思うわけでありませう。そこで結論だけを申し上げますが、この所得税の課税最低限を、夫婦子供二人で百三十万円程度くらいまでは引き上げるべきではないか、こう考えるのであります、いかがですか。

○福田国務大臣 課税最低限は、これは高ければ高いほどいいに違いないと思ふ。しかし、わが国の課税最低限は、しばしば申し上げておるうちに、いまやもう国際社会の中において恥ずかしい程度のところへ来ているわけだ。先進諸国の中で、ちょうど中位というところまで来ておるわけでありませう。今後それをどうするか、という問題であります。坂井さん御指摘のように、わが国は諸外国に比べてまして蓄積が少なく、そういう点は確かにあるのです。それはもうこれからの経済財政運営においてひとつ心していかねばならぬ問題であると思ふ。そういうことを考え、またこれから物価その他経済の変動に、課税最低限の引き上げというものは四十六年度をもつてピリオドということにいたすべきではない、こういうふうな考え、いま百三十万円というお話でございますけれども、まあ、数字を申し上げかねますが、とにかく引き上げに向かつて毎年毎年努力をしていく、こういう姿勢をとるべきである、かように考えております。

○坂井委員 大蔵大臣、いつも国際水準で対比されるわけですが、確かに中位といいますが、アメリカあるいはフランスに比べてはこれは及ばぬ、しかしイギリスあるいは西ドイツに比べるとこれは上回る、こういうことをおっしゃるわけですね。しかし、いわゆる住民税、日本のような所得税の身分であるような住民税、こういう制度を持つていて国というのにはアメリカにありませぬ。そうすると、アメリカの住民税の課税最低限は所得税のそれよりも高い。そういうことを勘案した場合に、はたしてわが国におけるこの課税最低限が諸外国に比べてどうかということになって

まいりますと、あなたが水準にきているとか中位であるという論法は当たらない。ですから、住民税込みで考えた場合にこれは一体どうなるか。

○細見政府委員 住民税を含めると、やはりいま一步西欧水準に達しない。しかし、その差はかなりわずかなものになってきております。

○坂井委員 住民税込みでひとつ御検討をして、課税最低限をできるだけ引き上げるように、早い機会に大幅にということ——大蔵大臣からいま御答弁があったわけですが、その辺のところをひとつ総理の御決意なり方針なり伺つて……簡単にひとつ。

○佐藤内閣総理大臣 税はもつと安くするといふか、負担を軽くすることが適當だと思ひますが、ただ、いまの所得層から見ましてどの辺に一番困難があるか、いわゆる最低限のところも引き上げたのですが、あるいはもうちょっと高い、家族構成から見まして一番金のかかるころの税が軽くなる、こういうようなことも考えていかなければならぬと思ひます。したがってそういう点を、専門的にありますから、どういふように扱いますか、ただ課税最低限だけで税のあり方の批判はできにくいんじゃないか、かように私は思ひます。

○坂井委員 次に、法人税率ですけれども、昨年の改定によりまして三六・七五%。このままほつておきますと、四十七年の四月には時限立法で、もとの三五%に返つてしまひます。これを一体どうするか。このままでいくのか、あるいはまたアップするのか。どういふ方向をとるのか、伺つておきたい。

○福田国務大臣 時限が来た場合にそれをアップをするといふことは考えておりません。問題は、時限が来たからそれをはずすかどうか、こういうことかと思ひますが、どうもこれからの経済情勢が一体どうなるか。私も安定成長、こういうことを言つておるのですが、しかし、なかなか現実の経済情勢というものがどうなるか、これは予断を許しません、その時点でそれをどういふ

うな始末にいたしますか、よく考える、こういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○坂井委員 期限が来るとアップといふことは考へぬ、しかし、どうするかといふことをこれから考えるといふことです。これはもとへ戻すといふことじやないと思ふのです。おそらく、前回アップしたという背景には、四十一年、四十二年の不況対策、ここでもつて三%アップをした。やはり景気調整の大きな役割を果たさなければならぬといふ意味合いもあるかと思ひます。最近の法人の経営、企業はかなり活発である。幾らかい問題がございませうけれども、しかしそういうことから考えましても、これは当然もとへ戻せば三八%である。ですからいまの三六・七五、少なくともこれよりは下がるということはないといふような含みのいまの御答弁であらうと思ふのですけれども、なるべくはこの基本税率の三八%まで上げるべきではないか。しかし、そう聞きますと、なかなかそこは微妙なところがあつて答えが出ない。だからその辺を配慮して私はお尋ねしたわけですが、それでも、もう少し前向きな答えは出ないでしようか。大臣どうです。

○福田国務大臣 かなり前向きにお答えをいたしておるつもりでございますが、つまりその時点で経済情勢がどうであるかといふことでその問題の決着をつけたい、こういう意味です。

○坂井委員 残念ですけれども時間が来たようでございますので、これで終わりたいと思ひます。また機会をあらためましてお尋ねしたいと思ひます。

○毛利委員長 竹本君。

○竹本委員 私は三つばかり簡単に御尋ねをしておきたいと思ひます。

その第一は、高福祉高負担というやうな問題に關連するわけでございますけれども、先ほど来は課税最低限度の引き上げの問題がいろいろな角度から論議をされました。結論的に申しますと、私も大体、今度の改正で子供二人の家庭では八十八万円から百三万円までに最低限度が引き上げられ

た、けつこうなことでございませうけれども、やはりいまの情勢の中ではこれでは不十分である。大蔵大臣の言われるゆとりのある家庭ということには、なかなかならぬのではないかと申すように思ふのであります。したがひまして、これをどこまで持つていくかといふことについてはいろいろ議論があるだらうし、また何年でその目標に達するかといふことについても議論があるだらうと思ふのです。しかし、私がここで問題にしたいのは、その目標をひとつ設定してもらいたい。われわれでいへば、夫婦二人に子供二人という家庭では百三十万円くらいまで持つていつてもいいと思ひますが、しかし同時に、最近の政府のやつておられるところを見ておきますと、毎年毎年いわけの大減税といふことを非常に誇示宣揚されておる。これもけつこうなことでございませうが、基本的に、総理も社会開発、社会保障の充実といふことを言つておられるが、私はこれからの日本の国のあり方を考えた場合には、だんだんと社会資本の充実あるいは社会保障の充実といふことにより多くの重点を置かなければならぬようになってくるだらう。それにはもちろん財源が要ります。

そこで、これは総理にひとつ伺ひたいのですけれども、いわゆる減税一本やりもはなはだけつこうでございますけれども、それとともにあるところまでの目標をひとつ設定して、それまでは最低限を引き上げていく、減税政策も力を入れていく、しかしその後には社会資本の充実なり社会保障の充実のほうにより重点を移すのだという政治の大きな目標を、もうこの辺で設定すべきではないか。なるほど佐藤内閣も、最近になりまして高福祉高負担といふやうなことを言つておられる。ところが、国民の受け取つてゐる、国民感情のほうからいへば、これは負担をふやさなければならなくなつたので、高福祉を上にくつつけたのだといふやうな感じしか持つていないと思ふのですね。これは政治としては非常にまずい。やはり日本のあるべき姿、将来の政治の姿を考えれば、どうしても高福祉に持つていく。そのため

りますと、これは予算委員会になってしま
いますから、そうでなくて、とにかく税を中心
に焦点を合わせた、やはりこれはもちろん中央と地
方が要ると私は思いますが、国民の税負担とい
うような意味でもいいのですが、とにかく広義の租
税白書をつくって国民に訴える必要があると思
いますが、そういう考え方について、いま大蔵大臣
からも御答弁がありました、総理、いかがです
か。

○佐藤内閣総理大臣 大事なことだし、また先
ほどお話しのように、国会が始まったそのゆえんか
ら申しましたが、税の問題が国民に知られるとい
うことは、また知らずということは、これは必要
なことだろうと思います。どういふものができま
すか、これはなかなかよほどふうを要するのだ
ろうと思います。その辺のところも考えながら、
御意見は御意見として十分伺って、前向きに検討
させる、そういうことで御了承いただきたいと思
います。

○竹本委員 三番目に、最後であります、老人
扶養控除というものを考えてみたかどうか。こう
いうことをひとつ提言したいのです。御承知の
ように、今日、日本におきましては六十五歳以上
のいわゆる老人がだんだんふえておる。六十年ご
ろには千百万人からなりまして、大体一〇〇前
後のものになるということがよくいわれるし、健
保の論議の際にも、この問題はいろいろと先ほど
も論議されました。確かに老人国家になるよう
で、たいへんな問題であります。いろいろな角度
から老人の医療の公費負担というような問題もあ
るし、いろいろな問題があると思うのですけれど
も、いま税法で考えられておることは老齢者控除
ということ、本人が老人で所得がある場合には
御老人のいたわりだということ、十萬円の控除が
ある。私が言うのはそれではなくて、老人を扶養
家族として持つておる家庭の世帯主について老人
扶養控除というものを新たに考えたらどうかとい
うことであります。

これはどういふことかと申しますと、たとえば

妻、配偶者も、三十六年ですか、それまでは扶養
家族の一人であった。しかしそれでは、妻の地位
を社会的に高める意味からいっても、子供と同じ
に奥さんの扶養控除も十三万円なら十三万円とい
うことでは、過する道でもないし、また経費負担
の面からも問題があるというところで、三十六年
に妻は扶養家族という立場から一個独立の体系をつ
くって配偶者控除ということになったわけです。
それで今度の改正では、一般は十三万円、妻につ
いては十九万円というふうなことで税法上も優遇
してとりなしておるわけです。これと同じよう
に、これからのいろいろの世相の変転等も考えま
して——老人そのものについてその所得に十萬円
の老齢者控除をやる、これも必要でありましょ
う。しかしもっと大事なことは、老人をかかえて
おる世帯主ですね、その人たちについて、単に子
供あるいは孫と同じように十三萬円の控除だとい
うことでなくて、もう少し老人に税法上も敬意を
表すということで、妻と同じように独立にし
て、それが二十萬円であるか、妻と同じ十九萬
円であるかはまたあとで議論をするとして、とにか
く単なる扶養家族の一人というのではないうか
ということに制度的なくふうをしてみたらどうか
と思ひますが、いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 きょうも、ちょうど社会保
障の關係で老人問題が一つの問題になりました。
ことしは大蔵大臣の大英断で児童手当という制度
ができた。今度は老人問題と取り組むのがいま必
要な問題だというように私は思っております。か
ら、きょうも本会議でそういう意味の——どうす
るとは申しませんが、前向きにそれと取り
組もう、こういう話をしたわけでありす。そこ
へもつてきていただいま、老人問題と取り組む一
つの問題として扶養家族、そういう意味の控除の方
法は何か考えられぬか、こういうようなことを御
提案があったわけ。直接あるいは間接にあら
ゆるものを考えて老人問題と取り組む政府の姿勢
と、かように考えていただいて、政府が何か考え
るだろう、そういう際に、ただいまの竹本さんの

御意見も十分考慮に値する問題ですから、これは
当然のことというふうな点も考えて、総体とし
てどこから手をつけていくか、その辺ひとつ政府
も前向きで問題を取り上げたい、かように思つて
おります。

○竹本委員 いまの問題について大蔵大臣、何か
御意見があれば承りたい。

○福田國務大臣 大蔵大臣になりますと総理大臣
よりはもう少し具体的にものを考えますので、
はつきり申し上げましてここで前向きに言うわ
けにもいきません。つまり、老人控除の問題は、
乳幼児の問題をどうするかという問題もありま
しょう、あるいは家庭の中に病弱な構成員がいる
場合はどうするかという問題もあるので、そうい
う問題と権衡をとるといふことになりす。こ
れは簡単に結論が出ない問題じゃないか。しか
し、老人問題が社会的に非常に大きな問題にな
つてきているということは、総理大臣がいまおっ
しゃつたとおりの認識でありまして、その医療を
どうするかというのは最も大きな問題だろうとい
うふうに思ひますが、何しろ社会は老人社会化と
いう傾向にあります。そういう立場に立ちまし
て、まあ税ばかりにしわ寄せするといふのもど
うかと思うのです。総合的にひとつ考えてみた
い、かように考えます。

○竹本委員 総合的な老人対策の一環として、税
の面からも前向きに検討していただくように希望
を申し上げまして、私の質問を終わります。(拍
手)

○毛利委員長 次回は、来たる二十三日火曜日、
午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開
くこととし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時五分散会

昭和四十六年四月一日印刷

昭和四十六年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N